

---

出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	加藤秀典君
上下水道課長	平間広道君
槻木事務所長	馬場敏雄君
危機管理監	小玉敏君
地域再生対策監	小笠原幸一君
公共工事検査監	鎌田和夫君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	畑山義彦君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	相原健一君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 幹	中 村 洋 恵

議 事 日 程 (第3号)

平成25年12月11日(水曜日) 午前9時30分 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

星 吉 郎 議員
広 沢 真 議員
秋 本 好 則 議員
平 間 幸 弘 議員
有 賀 光 子 議員
我 妻 弘 国 議員

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において13番水戸義裕君、14番舟山彰君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

17番星吉郎君、質問席において質問してください。

〔17番 星 吉郎君 登壇〕

○17番（星 吉郎君） おはようございます。17番星吉郎です。2問について質問させていただきます。

**国のコメ政策の見直しと、今町が進めている事業の整合性は。**

コメ政策の見直しの検討が報道されております。主な見直しの内容は、次のとおりです。

1、減反協力定額補助、10アール当たり1万5,000円が平成26年度から減額され、30年度に廃止される。

2、販売価格の下落の変動部分の補助金が平成26年度に廃止となる。

3、生産数量目標の都道府県への配分が平成30年度をめどに取りやめとなる。

その一方で、拡充されるものは次のとおりです。

1、水田活用の直接支払い交付金として平成26年度から飼料用米に数量払いを導入。

2、多面的機能支払いとして平成26年度から地域の農業者が共同で取り組む地域活動を支援。

3、農地集積の推進として平成26年度に農地中間管理機構をつくり、意欲的な農家に農地を集める。

ある程度決まりつつあるもの、まだ制度的にこれからのものもありますが、今、柴田町が進めている水田政策は主に、①ほ場整備の推進、②担い手確保、③担い手の農機具購入補助、④資源環境保全などがあります。

そこで、国の減反見直しとその整合性についてお伺いしたいと思います。

1) 11月18日から25日までの5日間、ほ場整備事業推進説明会を開催して関係者の意見聴取を行っておりますが、どんな意見が出たのか。

2) 地域ごとに「人・農地プラン」で今後の中心経営体をまとめているが、稲作プラス花卉などの複合経営が多く、稲作の担い手の確保は十分なのか。

3) 水田経営の担い手確保に農機具購入費の補助があるが、その利用状況は。

4) 水田の多面的機能の確保、資源環境保全隊の活動は。

2問目、東北縦貫自動車道につながる県道52号亙理村田線の利活用を。

槻木大橋を利用する台数が頻繁にふえている県道52号亙理村田線、今回の東日本大震災の復興・復旧で道路の利用が多く、道路の凹凸が見られることについて以前の議会で一般質問してきました。県道28号丸森柴田線を含め、その後の状況がどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

また、県道亙理村田線の両側を将来に向かって最大限に有効活用できるようにすべきではないかと思いますので、これからの道路を利用したまちづくりについてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 星吉郎議員から大綱2点ございました。

まず、コメ政策でございます。4点ほどございます。

説明会での意見でございます。主な意見としては、ほ場整備の区域設定はどのようにするのか、ほ場整備の期間が長いのではないか、もっと短くできないか、98%以上の調査同意を集めるのは難しい、10年先の担い手確保をどのようにするのかなどの意見がございました。

2点目、担い手の確保ですが、10年先の水田農業の担い手を考えた場合、農業者の高齢化などにより各集落では担い手がほとんどいない状況になるのではないかと町では大変な危機感を持っています。今後は、集落営農による持続可能な水田農業の体制づくりを図っていきたいと考えております。

3点目、農機具購入の補助でございます。町では平成23年度から集落営農水田担い手対策事業補助として水田用農機具の4分の1の補助を実施しています。これまでの利用実績としては、平成23年度は1生産組織での利用、平成24年度は7生産組織、6戸の農家利用、平成25年度は6生産組織、13戸の農家利用となっています。これまでの利用累計では、延べ14生産組織、19戸の農家利用で、主な農機具の補助としては、トラクターが2台、田植機4台、コンバイン4台、乾燥機3台、もみすり機4台、色彩選別機9台、計量器4台が導入され、この3年間の補助金支出総額は3,478万円となっています。

4点目、水田の多面的な機能の確保等でございます。現在、12区の資源保全隊で国の農地・水保全管理支払交付金の交付を受けながら農業用排水路や農道の維持管理に努めています。なお、国では現在、農業、農村が果たしている多面的機能を維持することに対して日本型直接支払制度が検討されており、現行の農地・水保全管理支払交付金を組みかえ名称変更した資源向上支払や農地維持支払が平成26年度から創設される見込みとなっております。

大綱2点目、道路関係の利用でございます。

以前よりご指摘のありました県道28号主要地方道丸森柴田線の道路補修につきましては、部分的な補修対応をしていただいておりますが、多くの地元住民から全面的な道路補修の強い要望が重ねてあったことから、10月初めに宮城県大河原土木事務所の道路管理班に早急に対応していただくようお願いをしておりました。その後の状況確認をいたしましたところ、平成26年度予算で要望箇所の四日市場地区より槻木中学校前を經由し県道52号主要地方道亘理村田線交差までの延長約500メートル区間の道路補修を実施するとの話を受けましたので、工事の実施までしばらくお待ちいただくようお願いいたします。

なお、本格的な工事実施までに局部的な修繕が必要な場合は、順次、大河原土木事務所のほうで対応していただくようお願いしておりますので、あわせてご理解をお願いいたします。

2点目、道路沿線の開発でございます。現在、県道52号主要地方道亘理村田線沿いに立地しているのは、株式会社マルトモ仙台工場、三菱食品株式会社東北物流事業所及びローソン柴田槻木店です。その他沿線一体は農業振興地域の農用地区域になっている状況です。農業振興地域の農用地区域を変更するには、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、また集

团的な農地転用の合意形成が得られることを前提条件としていることから、沿線一帯を農用地区域から除外し農地転用については難しい面がございます。これらの状況から、県道52号主要地方道亘理村田線沿いについては、町の工場適地に指定している区域の活用を図ってまいります。

なお、高橋たい子議員にもお話をしておりますが、来年度、槻木地区全体の将来像や活性化策について検討する槻木まちづくり研究会を立ち上げますので、その際にはぜひ星議員からも槻木地区への熱い思いをお聞かせいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 星吉郎君、再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） コメの政策が11月の末にありましたが、私の一般質問と、きのう話されました水戸議員の一般質問、大体似ているような部分もありますので重複しますが、なおさらに聞いていきたいと思えます。

町長の答弁では、18日から25日までのほ場整備の説明会では、大半はオーケーという話が出たということではありますが、我々槻木地区にあります52ヘクタールの水田は既にほ場整備されておるわけではありますが、そのほかにという話であろうと私は思ったんです。ですので、これから槻木地域を見ますと、成田耕土、葉坂耕土、入間田耕土、そしてまた富沢、上川名の耕土があるわけでございます。そしてまた四日市場ですか。その中で、一番賛同率が高い地区は大体どの辺になっているのか、その辺ちょっと聞きたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 槻木地区を限定してお話し申し上げますと、四日市場沖・山根地区、関心が高かったと受けとめているところは、上川名地区、富沢地区、入間田についてはいろいろな意見があって、一丸となった意見ではまだ、4地区がありますので、そういう状況ではなかった。それから、葉坂地区、成田地区が一番関心が強かった。船迫については、農振の農用地以外のところもありまして、ほ場整備ができない地区が半分くらい持っているんです。ですから、そういう面ではこれからの検討だというような意識でございました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） むろん、地域的に見ますと、四日市場あたりはほ場整備しても、軟弱地盤がないということですので細工的にいいのかなと思うんですが、反面、葉坂、成田地区、公図的にはあるんですが、道路サイドを見てみますと、かなり谷地というんですか、湿地帯が多いということで、かなり刺さるんだろうと思っているわけではありますが、その辺

の、地域の方々は将来的にどういうふうな格好でこれからの水田、そしてまた担い手を考えているのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 葉坂、成田地区については、前回、調査同意までとって、なかなか100%に近い調査同意がとれなかったということで、今回やっぱり、前回の失敗というわけじゃないでしょうけれども、ならなかったことを物すごく反省してまして、必ずやりたいと。

そして、地盤については、今星議員がおっしゃったように軟弱地盤であるようなところですので、それについては細かい話はなかったんですけども、暗渠対策とか排水のしっかりした整備をしてやっていかなければならないというところでは考えているようです。

それから、担い手については、葉坂については2つの生産組織がありますので、そちらのほうを中心にやっていくのかなというニュアンスで受けとめております。成田地区については、花卉の農家が多いところなんですね。なので、水稻については1つの生産組織があるんですけども、高齢化していることもあって、世代交代がうまくいくような、課題を越えられるような集落営農という形で持っていければいいのかなというふうに感じておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） どの地区もこれからの担い手ということで、大変なところと言っては失礼ですが、担い手がいないということで心配されるんですが、一方、町の中でも担い手不足ということが現に出てきているわけです。やはり、我々槻木地区のあの耕土、せっかくほ場整備したのが若干減反等々で荒れ地もちょこちょこ見えるところがあるわけでありましたが、これからの農業の考え方、そしてまた担い手の育成ということで、どういうふうに町として考えているのか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 担い手でも花卉を除いてという考えにしたほうがいいと思うんですけども、花卉のほうは後継者も出ている状況ですけども、水田農業というふうに捉えて、水田農業の課題ということで思っております。水田農業については、例えば個人完結農業が限界に来ている。それは、まず一つは機械代です。トラクター、コンバインで稲作をやる農業は、一般の農家ではもう無理なんです。それから、米価が下がっている。それから、高齢化していますし、後継者がいないということで、特に槻木の町場の地区のほ場については、大規模農家に任せるほかない。集落営農も難しいというところがあります。ほかの地区

は集落営農というスタイルで、担い手は、ここではなくて、集落から例えば3名……、集落営農組織を設立していただいて、そこに集落の農家の皆さんが江刈り、江払いで協力したり、もしくは秋作業でコンバインの刈り取りをオペレーターという形で日当いただきながら協力したり、そういう集落営農組織をつくっての集落営農のスタイルがこれからの担い手という形で考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） これからの農業経営というのは米作だけではできないということは十分にわかっているわけですが、今の田んぼをただ投げておけないという方々、そしてまた高齢化社会で、田んぼはあるんですが耕作できない、誰かに頼らなければならないというところが結構あるものですから、担い手でなければ、それを生産組織とか企業が参入できるような構造にしていくということも私は必要だと思っているんです。その中で、農機具が結構高価なものになっているわけでありまして、トラクター1台が300万円とか500万円とかする時代が今来ているわけでありまして。そうして、そういう状況の中で、今、米が1万5,000円から7,500円という金額に落とされということになりまして、やがては廃止されるという、農家の米づくりの生産の方々に見れば、今まで保護された分がゼロになるという考えが出てくるのかなと思う反面、農機具がイコール高過ぎるということでもあります。高いのは、それは工業ですからしょうがないんですが、そのときの購入するときの補助金ということで、これはどういう格好で申し込めば補助になるのか、それとも面積があるのか。例えば10町歩なければ、耕作していなければ、補助対象にならないというふうなパターンになっているのか、お願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 現在、平成23年度から農業機械の補助をしていますけれども、1つは、稲作関係では10ヘクタールを自分の所有地、利用権設定の農地、それから主要作業をこなしている合計の面積が10ヘクタール以上であれば、4分の1の補助をしています。対象は認定農業者ですとか集落営農組織、生産組織が主な対象です。そのほかに、転作関係で、5ヘクタール以上のところにも農業機械の補助をしているところでございます。そして、毎年、ことしも農家のほうに全戸回ってヒアリングをしてきております。来年の営農はどうするかという中で、農業機械はどうなのかというところでヒアリングをしまして、今のところ、平成26年度につきましては13組織、12農家から、事業費ベースで約2,000万円程度の要望が来ております。事業費でないですね。失礼しました。2,000万円というのは補助額で

2,000万円、4分の1補助なんですけれども、事業要望が来ております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） 補助金が4分の1ですね。私もむろん農家の方々がよく、訪問しますと補助金対象になるのは10町歩以下にはならないんだという話はよく聞くんです。というのは、今農家でトラクターなりコンバイン、田植え機械、乾燥機、種まき機、いろいろあるんですが、それを含めた、総額的な金額でなくてその物品、トラクターに対しては何ぼという格好なのか、それとも総額的な金額でできるのか、それも聞いてくれないかという話もあったものですから、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 結論から言うと総額なんですけれども、例えばトラクター500万円でコンバインが800万円だとすると、1,300万円の4分の1の金額が補助になるということで、ただ10ヘクタール未満というのは、個人の農家で言えば10ヘクタール、組織で言えば20ヘクタールを目標にして、できない農家のほうの作業を受け持つといいますか担う意味合いを持っての補助もあるんです。単に農業経営で経営が厳しいから補助するんだというわけではなくて、地域の田んぼを持続的に守っていくという意味合いもありますので、二、三町歩の方がコンバイン欲しいといっても、そういうわけではなくて、担い手農家が地域の農業に貢献するという意味合いがありますので、そういう意味で10ヘクタール以上という考え方をしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） 10町歩の育苗ハウスをやるとなると、大体何枚になって、どのくらいの面積が必要だと思いますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 1反歩十五、六枚ですね、苗箱がですね。ちょっと頭の中で計算できないので、その10町歩分だと思っていただければいいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（星 吉郎君） むろん回転するんですから一回にばっと10町歩できるわけないんですが、私もいろいろな会合で雑談的に言われることは、農家はかなり農機具に無理をしているということが重々わかるんです。むろん私も農家の長男ですから重々わかるわけですが。そういうとき補助金というものを頼りにしている方が結構いらっしゃるということはむろん役場の方々はよく知っているは思うんですが、その中で5町歩とか、ちょっと足りない

ところの面積でも補助対象にならないのかということと言われると、どうしゃべったらいいか私わからないので、それでは一般質問して聞いてみるからという話になったわけです。ですので、その辺、ならないのか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 先ほどの10ヘクタール未満の扱いなんですけれども、この事業の目的は、一言で言うと集落営農を目的としています。集落営農というのは機械の共同利用をして生産コストを下げるというようなことが一つありますので、逆に言えば、その方に10町歩以上の農業経営をして地域の農業に貢献していただきたい。もちろん自分のほうも、そういう農業経営の中でコストを下げて農業所得につなげていただきたいと考えています。ですから、これからはどう農地集積をするかが大切になってくるんです。ですから、ほ場整備もそういう話の中の一つで、国が言う農地中間管理機構も、担い手農家に農地集積をする。集積も、その方の近いところにまとまった形で集積をしてコストを下げていく。きょう、12月10日の国のほうのプランが出ましたね。10年先を見通した、正式名は農林水産業地域の活力創造プランというのが出まして、これでもってコストを水田農業の場合4割減にしていこうということなんです。その中に柴田町で言うとは場整備があったり機械化の共同利用があったり、その先に集落営農があったりというスタイルで考えているわけでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） ちょっと前後しますが、ほ場整備の、そのときに、その地区その地区で集積をかけるわけでありますが、その場合、例えば1町歩、1枚というパターンが出てくるだろうと私は思っているんです。むろん、槻木耕土はそういうパターンが3面、4面ありますが、そういうパターンで進めていったとき、やはり担い手の方々は使いやすい、利用しやすい、そういうパターンの中で、新聞等々で見ますと、例えばローソンの会社が米生産に参入してくるとか、例えば吉野家チェーンが米生産に参入するというパターンが新聞等々で出ているわけでありますが、柴田町耕土にもそういう方も出てくるだろうと私は思っているんです。でも、そういうパターンをあっせんしたり、そういうパターンの方法は出ていないんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 企業参入の件ですけれども、柴田町で考えているのは、先ほども言いました大規模の農家と集落営農でその地域の水田農業をやっていくという考え方なんですけれども、今度、来年4月以降にできる農地中間管理機構では一般企業参入も認めておりま

す。そのやり方は、例えば農家が白紙委任をして、農地を中間管理機構に任せたとします。そして、借り手を探す、それを公募の形でやっていくわけなんです。そうすると、認定農業者であれ集落営農組織であれ一般企業であれというふうな手を挙げたところになるわけですが、地域性がありますので、農村崩壊につながらないように、集落崩壊につながらないように、地元を優先にしながらという仕組みになっていくようでございます。企業も入ってくると思うんですけれども、その場合、ほ場整備ができてということが条件になると思うので、多分、ほ場整備していない、それも昔の30アールのほ場整備では作業効率が悪いので、多分そこを見計らってくると思いますので、柴田町の参入の現実的には今は考えられませんし、ほ場整備した後で地区に集落営農組織がなければ、そういう参入も出てくるのかなというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） 米をつくれれば、むろん畦畔そしてまたあぜ道の草刈りということは、この4番目の項目にもありますように資源環境保全ということで必要な項目になっているわけですが、それを目指すときに、草刈り機という、ちっこい草刈り機でなく、トラクターにつけるモアという草刈り機ありますね。ああいう草刈り機も農家では必要な方は持っているわけですが、草刈り機は結果的には年に何回かは使うのでありますが、そういう草刈り機もさっき言った農機具に、また戻る感じではありますが、大変必要でありながら買えないという状況になっておりますので、その辺もよろしく願いしておきたいなど。補助金の対象、そしてまたいろいろな面、プラス思考としてやってほしいなどと思います。

それでは、2問目に入りたいと思います。

町長は県道28号丸森柴田線の凹凸の復旧はやるという話を聞いたんですが、地元の区長会の方々がいろいろな格好で陳情しながら県事務所に届けたという話を聞いたものですから進められるのかなと思っていたんですが、私は前にも話したとおり返事を聞きたいということで今話しているわけでありまして。

それで、当時、槻木の停車場線、これは全然進まない。県は県なりにやるですから、町の金を使わないでやるんだと言えばそれまでなんですが、町も、白幡から駅前のところまでは来たものの今度停車場線、横の線ですね、銀行前の道路がまだ直っていませんので、引き続き検討してもらえないかと思うんですが、町長、どうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○町長（滝口 茂君） 道路の管理者が多分、槻木駅停車場線は県道になっているから、多分県

道ではないかと。町道であれば町のほうで計画を立ててやっていきたいと思っております。

その辺、ちょっと確認。では、都市建設課長。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 停車場線につきましては、依然、県道でございます。なので、今回もいろいろ申し上げて、県のほうで全面的な、500メートルという大がかりな工事にたどり着けたので、あわせてそちらのほうもお願いしていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） よろしくお願いたします。停車場線という地名がついているものですかから町道なのかなと私はずっと思い込んでいるものですから。

それで、先ほどお話ししました県道52号亘理村田線、これは結構、縦貫道につながる道路として頻繁に走っているわけでありますが、この前県会議員とちょっとお話ししたときに、成田から村田まで行く道路の復旧が全然されていないので早急にしてもらわないとという話をしたところ、あれは成田までで事業は終わったんだという話をもらったんです。しかしながら、この道路、太い道路で村田に流れていけば、縦貫道路まで続く大切な産業道路になるのかなと私は思っているんです、次に。そういう格好で、今マルトモとかローソンの間の関係、あの辺の誘致をどのように考えているのか。むろん、耕土が軟弱だということで大変なのはわかっているんですが、ぜひとも呼ぶ方法はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 工業適地については、今現在約10ヘクタールございます。交通条件としても、村田のインターまで10キロですか、それから仙台空港まで19キロ、あと槻木駅まで500メートルぐらいですので、立地条件としては大変いい場所だと思っております。ただ、土地、地盤が悪いということでございますので、それらを説明しながら、今後も工業適地の企業誘致を一生懸命やっていきたいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） 地元の方々に私ちょっと知らないところで進んでいたという話を聞いたんですが、ある企業があその間に土地が欲しいという話を聞いて、何人か集まって話し合ってきたところ、軟弱だということで諦めたという話をちょっと聞いたんです。軟弱は軟弱でしようがないですから、その辺を町で土盛りしてやるとかパイルを打ってやるとか、そういう方法をして企業を誘致する考えはないのか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） きのうも槻木の、これも高橋たい子議員でしたけれども、槻木中学校の1本のくいが比較的いいとしても、1本当たり260万円なんです。それで、支柱ごとに50本打ちました。それで、1億2,800万円。もし企業が来ると現金で奨励金を出すということは資金繰りを圧迫するので、これはちょっと難しい。これは起債でも打って後から払うというのであれば奨励金として組み込むことはできます。現に新しく企業が来た場合には町で奨励金を出してありまして、リコーインダストリーを初め1億3,000万円、実は工場誘致のために収入どころか支出をしております。そういうことなので、これが加わりますと、また税収をいただく前に支出のほうが先になる、こういう問題も抱えておりますので、どの時点で奨励金を出したらいいかのタイミングの問題もあるのではないかなと。とにかく、新しく工場が建てば奨励金が出ますので、それを詳しく説明して、後でそのかかった分についてどうするかという問題は出てくるかと思うんです。ですから、事前に造成工事をします、それからパイルを打ちますと、町で、それはなかなか。やりたいのはやまやまなんです、これをやってしまうと経常経費を圧迫して93が94、95になって、公共事業自体ができなくなる、そこのすれすれまで来ておりますので、なかなか事前にお支払いをするというのは難しいかなと思っております。後からであれば対応可能かなと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） 私は、この52号というのは柴田町にとって大切な道路だろうと思うんです。ですので、そういうパターンにしても、そういう格好でパイルを打つことを町がやっても企業誘致すべきだと私は思っているんです。というのは、角田市の方々のお話を聞きますと、角田市は今度ごみ焼却炉をつくるあの道路は山元町から入ってきまして村田の縦貫道につながる道路になるということで、企業がいろいろな面から来ているという話をちょっと聞いておりますし、またこの前、放射光の話で角田市に行って聞いてきたわけでありまして、そういう関連等々の話が隣の町に頻繁に来ていながら、柴田町から仙台空港まで10キロ未満という距離、そしてまた縦貫道路まで10キロという身近な場所におきながら、工業適地がそのままにされているということは大変もったいないのではないかと私は思っているんです。ですので、どんな格好でやられるかはわからないんですが、誘致をしながら、そこを折半するくらいで誘致の方向に運んではどうかと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 地域の活性化に必ず出てくるのが企業誘致という話なんです。これは、経済が高度成長で次々に新しい産業が生まれ出されるときには有効な手法でございます。日本

がリーディング産業として電子部品等をですね、そのときまではよかったんですが、その後、リーディング産業は太陽光発電まで来ているんですが、なかなか企業が次々と展開する状況ではないというふうに思っております。だから誘致をしないというわけではありません。ですが、将来の産業構造をきちっと見据えないと先行投資は私は難しくなってくるのではないかなというのが一つでございます。

それから、企業が人口増加に寄与するという方程式はもうないということもきちっと頭の中に入れておかなければならないと思っております。一応皆さんに言っているんですが、現実には企業が立地しても若い人はそこには住まないということなんです。角田にも企業は立地しました。白石にも立地しました。実は、人口が減っているんです。柴田町はリコーインダストリーとか労働者が来ておりますけれども、これから人がふえるのは、教育とか子育て支援とか福祉とか、生活環境のいいところが相対的に私は発展していけるのではないかなと思っております。ですから、企業誘致と生活環境の整備を同時並行でやっていかないと実は人は住まない、減るということなので、今おっしゃったように槻木地区に企業を誘致する際に、軟弱地盤でございますので、その辺についてどの辺まで町として体力で補助できるのか、それは検討していかなければならない。それによって企業が張りつくにこしたことはございませんので。現に、工場適地それから農振白地地区が10ヘクタールもまだ残っておりますので、そこを活用しない手はないので、なるべく新たな補助制度をつくりたいと思います。ただ一方で、つくれば経常経費を圧迫していく、ここもぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○17番（星 吉郎君） 町長はそういう考えているのかなと私は今ひしひしと感じているわけですが、町の将来というのはそういうことではなくて、教育、それと人口が増加する等々今話しておりましたが、人口を増加させるんじゃなくて、地域を発展させるためには人口増加とは私は関係ないと思っているんです。工業地帯というのは、人が住まないかもわからない。しかしながら、生産を上げながら町の発展に寄与するということは大切なことかなと私は思っているわけでありまして。ここでどうのこうの言ってもしょうがないので、大変参考になる話を聞きましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて17番星吉郎君の一般質問を終結いたします。

次に、11番広沢真君、質問席において質問してください。

[11番 広沢 真君 登壇]

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。大綱2問、質問いたします。

1つ目、東北メディカル・メガバンク機構の地域住民コホート事業について。

この事業は、2011年10月に復興予算500億円を投じ、国家プロジェクトとしてスタートした事業であります。東北大学と岩手医科大学を中心に、宮城、岩手の東日本大震災被災地住民を対象として大規模な遺伝子情報収集並びに生活健康調査をデータベース化し、新薬の開発や予防医学、個別化医療に役立てるとされ、2012年2月に東北大学に東北メディカル・メガバンク機構が設立されました。柴田町も東北メディカル・メガバンク事業に関する協定を結んだことになっていますが、詳細を伺います。

- 1) 協定を結んだ経緯は。
- 2) 調査の周知についてどうなっているか。
- 3) 調査協力の現状は。

大綱2問目、65歳以上の障がい者の介護について。

障害者自立支援法の問題点を解消するために議論され、できたはずの障害者総合支援法ですが、根本的な問題は残されたままだという指摘が非常に多い。中でも総合支援法第7条の介護保険優先原則は障害を持つ人たちからは真っ先になくしてほしいものとされていましたが、結局何の変更もないまま、そのままになっています。65歳を機に、それまで受けてきた障害福祉施策から介護保険に切りかわることによって、それまで受けてきたサービスが受けられなくなるなどの事例が今もあります。そこで、柴田町の現状を伺います。

- 1) 柴田町で65歳を機にサービスが受けられなくなった人はいないか。
- 2) 障がい者が65歳になったとき、どのような対応をしているか。

以上、お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員、大綱2点ございました。

東北メディカル・メガバンク関係、3点ございます。

まず、東北メディカル・メガバンク機構とその事業についてご説明申し上げます。東北大学東北メディカル・メガバンク機構は、未来型医療を築いて震災復興に取り組むことを目的として、東北大学に平成24年2月1日に設置されました。機構が取り組む事業の3本柱は、1つに、東日本大震災からの医療復興事業、被災地の医療支援、2つに、バイオバンク事業、

3つに人材育成事業となっており、バイオバンク事業の中に長期健康調査、これをコホートと言うそうでございますが、長期健康調査があり、その調査は3世代コホート、地域住民コホート、地域子ども長期健康調査の3つに分けられております。このバイオバンク事業のうち町が協力する調査は、3世代コホート及び地域子ども長期健康調査の2つとなっております。

1点目、経緯でございます。平成24年9月に東北メディカル・メガバンク機構長が来町し、東北に最先端研究の基盤を構築し、未来型地域医療モデル体制確立のためメディカル・メガバンク機構が東北大学に設立され、被災地の医療復興や住民の方々の長期的な健康向上のための事業を行うもので、その調査に協力願いたいという説明がありました。平成25年4月に機構の職員から町に調査協力を依頼するためのバイオバンク事業について説明がありました。その後、平成25年7月9日に東北メディカル・メガバンク事業の協力に関する協定書により協定を締結いたしました。そのとき締結したときには、県内では18番目の協定締結となりました。県内の協定締結状況は、平成24年9月に宮城県、市町村では平成25年2月の岩沼市を初め、11月末現在で県内30市町村と協定が締結され、残る5市町村も今後締結を予定しており、最終的には県内全市町村との協定締結となるようでございます。

2点目、議員ご質問の東日本大震災後の被災地域住民の健康を守ることを目的とした長期健康調査である地域住民コホート事業については、現在町では調査協力を実施しておりませんので、特に周知は行っていない状況です。

3点目、調査協力の現状ですが、バイオバンク事業の中で町が協力を行っている3世代コホート調査及び地域子ども長期健康調査の現状についてお答えします。まず、3世代コホート調査ですが、その対象となる方は出産予定日が平成26年2月1日以降の妊婦とその家族となっております。対象者のうち事業の協力を希望する方に対してのみ、同意のもと調査が行われるものです。調査の内容は問診や血液調査等となっており、町では実施できないものであり、調査に協力する産婦人科医療機関に東北メディカル・メガバンク機構の職員が常駐し、調査の説明や協力依頼を妊婦の方に行っております。町では平成25年7月31日の母子健康手帳交付時から調査事業に関する東北メディカル・メガバンク機構が作成したリーフレットを配布し、説明を行っております。なお、調査協力期間は平成29年3月までの母子健康手帳交付時までとなっておりますが、宮城県及び岩手県合わせて調査対象の妊婦が2万人に達した場合、その時点で終了になると機構から説明されております。

次に、震災が子供たちの健康に与える影響の実態把握などを目的とした地域子ども長期健康

調査ですが、対象となる方は県内の小中学校に通う児童のうち小学2年生、4年生、6年生及び中学2年生となっています。対象者の保護者に対して健康アンケート調査の調査票が送付され、事業への協力を希望する保護者がアンケートに回答するものとなっています。町内小中学校では平成25年6月に学校を通じて調査票の配布に関してのみ協力を行っております。平成26年度にも同じ学年で調査票の配布協力を行い、調査協力は終了となります。

大綱2点目、65歳以上の障がい者の介護でございます。2点ございました。

1点目、障害者総合支援法に基づく自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定により、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなります。障害福祉サービスの居宅介護に相当する介護保険制度の訪問介護などの在宅サービスを受けることができる場合には、介護保険法に基づくサービスを優先して受けることとなります。障害福祉サービスの利用者負担は所得に応じた負担となっていますが、介護保険のサービスは費用の1割が自己負担となります。障害福祉サービス利用者で毎年何人かの方が65歳に到達され、障害福祉のサービスから介護保険のサービスに切りかわって利用されています。

2点目、障がい者が65歳になったときどのような対応をしているかということでございますが、障害福祉サービス利用者で65歳到達予定の方で、介護保険制度にも同様のサービスがある場合には、65歳誕生日の半年前ごろに、65歳になると介護保険が優先される旨を説明し、要介護認定等の申請を行っていただくよう案内をしています。柴田町地域包括支援センターとも連携し、介護認定されるまでの間、障害福祉のサービスを継続して利用することが可能なので、サービスが切れるということはありません。また、施設に入所している障がい者は介護保険適用除外とされているため、65歳以降も継続して障害福祉サービスを利用いただけます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） 東北メディカル・メガバンク関連ですが、専門用語が多くて皆さんもよくわからないという部分があると思うので、若干注釈を加えながらお話していきますが、東北メディカル・メガバンクのバンクという部分で何を集めるかという、これは人の遺伝子情報を集めるというバンクのことであります。そして、先ほどから私の質問にもそれから町長のご答弁にもコホートというのが出てきます。メディカル・メガバンク機構を検索すると一番多く出てくるのが地域住民コホート、あるいはヒトゲノムコホート調査というのが出てきます。一番わかりづらいのはヒトゲノムというのは、聞いたことあるかもしれません

が、人間の遺伝子情報のことです。コホートというのは、地域的疫学的調査ということであり、ます。ですから、東北地方、特に岩手県、宮城県の県民の遺伝子情報をできる限り集めて、その遺伝子を解析する中で期待されているのは、遺伝子によって発現されるかもしれないとされているがんの新たな治療法、あるいは認知症の発症原因と治療法などが新たに発見されるのではないかと期待されている研究分野ではありますが、そういうものを目的として、それだけではないですが、メディカル・メガバンク機構で国家予算を500億円としていますが492億円、大きな予算を投じて昨年からは機構が始まっています。そういう調査の中で宮城県内の各自治体にも調査に対する協力依頼が出されていまして、その一部について柴田町も協力をすることになっています。

そこでお聞きしたいんですが、まず第1点として、柴田町は3世代コホートと長期子ども健康調査にだけ協力をすることになったようではございますけれども、例えばほかの自治体でありますと地域住民コホート事業などにも協力をすることといった協定を結んでいる自治体もあるんですが、この2つに限定した理由というのは何でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答え申し上げます。

地域住民コホートだけに調査の協力をした理由は、機構のほうから調査の協力依頼がありました、ただ集団健診ということで特定健診のときにお願ひできないかという内容でございました。それが8月、9月だったものですから、協定後間もないということと、こういった事業の内容をああいった健診会場の中で、混雑の状況の中で、十分な説明をされて、それを町民の方がしっかり受けとめて調査に協力できるか、その疑問もありましたので、今回は調査に協力できないというふうにお断りを申し上げたところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 今ご答弁いただきましたが、その判断というのはまさに適切な判断ではなかったかなと思います。資料を当たるだけでも、変な言い方ですが、目がちかちかするほど専門用語が羅列されていまして、これを来る人、来る人に、健診を受けに来る人に対して、毎回説明するというのは物すごい作業量で、恐らくは全然理解されないまま承諾をされる方もふえると思うんです。特に、このメディカル・メガバンクで扱う情報というのは究極の個人情報とも言われる人の遺伝子情報ですので、そこをどう捉えるかというのは非常に重要だと思うんです。

それで、一つ、柴田町が協力を受け入れたという3世代コホートと、それから長期子ども健

康調査について、機構側からはどのような説明がされているでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 3世代コホートの関係ですけれども、先ほど町長のほうからご説明申し上げましたとおり、出産予定日が平成26年2月1日以降の妊婦とその家族ということで、妊婦さんについては2万人を目標にしているということで、全体で3世代で7万人を予定している事業だということをお聞きしております。

それで、この調査の内容につきましては問診と血液調査等があるわけですけれども、先ほどお話し申し上げましたとおり、指定の医療機関、町内に2医療機関があるわけですけれども、そちらのほうにスタッフが常駐しまして、看護師等になりますけれども、そちらのほうでしっかり説明をいただいて調査に協力をいただくというという内容のものです。

それから、子ども健康調査の関係ですけれども、これも先ほど町長が申し上げましたとおり、町内の小中学生、2年生、4年生、6年生、中学校2年生に対して、長期の健康調査、アンケート調査票を送付しまして、それにお答えいただいて、例えば今後支援等が必要になれば、そういったことに対するアンケートの調査ということで理解しております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 長期子ども健康調査については学校として調査に協力するということがありますので、このことについては教育委員会に対しても直接説明などがあったんでしょうか。そのことを伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 東北メディカル・メガバンク機構の予防医学・疫学部門の事務局を担当されている東北大学の菊谷昌弘准教授ほか3名がいらっしゃいまして、4月23日でございますが、いらっしゃいまして、ご説明を受けております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） その際、恐らくは今回の東北メディカル・メガバンク機構の取り組みのメリットとして説明されているのが、地域医療に従事しながら最先端医療に参画できるという点で研究への意欲が高い若手医療陣が地域医療に携わる端緒となり、医師確保に寄与するであるとか、あるいは地域を挙げて医療情報化を推進するために企業と大学とそれから行政が連携することによって地域産業の活性化及び雇用の創出を図る。特に、岩手、宮城を調査の地と選んだ理由として、そもそも医療の過疎、医師不足がある、それで3世代同居が多い、人口の異動が少ないなどの理由を上げて、岩手と宮城に協力を得ているんだということ

が説明されたと思うんです。多分だっと一気に専門用語をまぜて説明されているので、それを全部記憶するのは多分大変だと思うんですが、そのような趣旨も含まれていると思うんですが、その説明のうち、健康推進課長、あるいは教育総務課長でも、ご記憶をたぐってほしいんですが、今回の調査について扱う遺伝子情報についてのリスクについて、どれぐらい説明されているでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 私のほうは4月に説明を受けたんですけども、確かに1時間ぐらいの説明でしたので、正直、その中身、詳しい内容まではお聞きはしなかったんですが、その後、協定までの間により疑問点がありましたので、機構のほうには疑問点として質問を投げかけております。回答をいただいておりますので、ちょっとその辺を説明させてもらってよろしいでしょうか。

メガバンクに協力した方の個人情報の具体的な方法を知りたいということでお話をさせていただきました。そうしましたところ、参加者からいただいた資料、サンプルになりますけれども、そういった情報につきましては、国が定めた基準、個人情報の保護に関する法律であったり独立法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、それからヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針、そういったもので厳重に保護管理しますというお答えをもらっております。

それから、個人情報のデータにつきましても、暗号化されて、二重の匿名化を行いまして、誰から得られたデータなのかわからないように番号でしっかり厳重に管理をしていくという回答をいただいているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 恐らくそういうふうな話をされていると思うんですが、現状で遺伝子情報を集めた際のその情報の保管の仕方というのが、紙ベースはあるとしても、多くは電子情報になって保管されると思うんです。その電子情報になったことによるリスクというのは、現代社会において100%安全と言える状況は今でもないというのが常識であります。その点で、どれぐらいのセキュリティーがあるのかということも含めて、実は東北メディカル・メガバンクは明らかにしていないという問題があります。

それと、特に長期子ども健康調査のところでどういう説明があったのか伺いたいんですが、メディカル・メガバンクの資料の中で、宮城県の小中学校の健康アンケート調査についてただし書きが一部小さい字でついているんですが、子ども健康調査の中でこのメディカル・メ

ガバンクの研究の仕方は、特定の疾患、例えば子供たちにアトピー、気管支炎、ぜんそく、感染症、PTSD、心的外傷ストレス障害ですね、それから広汎性発達障害、注意力欠如・行動過多症、あるいはADHD、こういうような症例がある子供たちについては、その子の遺伝子を提供してもらうのと同時にお父さん、お母さん、おじいさんやおばあさんまでの遺伝子情報を提供してもらって比較検討するというような、そういう調査内容を目指しているということになっています。その中で、その資料に対してメディカル・メガバンク機構からの直接的なアドバイスもあるというふうにはしているんですが、医療機関受診後に当機構から別事業への橋渡しをして情報を譲渡する場合があるという条項があるんです。こういう情報がきちっと説明されているかどうかなんです。これはまさにメディカル・メガバンクから秘匿されているはずの情報でも、ほかに移動する場合がありますということをやっているんですが、このことについて説明されているでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 4月23日にいらっしゃって説明を受けたときには、今議員の質問にありましたようなデータの保護といいますか、そういうものについての説明までは詳しくなかったかなというふうには思っております。ただ、その中で、今回は平成24年度に岩沼市、亘理町、山元町でパイロット調査といいますかプレ調査をやっているというご説明がありまして、これは平成25年度から県内の中で特に県南になっているわけなんです、名取市から以南ですね、そちらを対象に、柴田町も入っているわけなんです、そちらで本調査をしていきたいという説明がありまして、それはなぜするかというと、今ご質問でもお話しいただいたように、症状でつらい思いをしている、アレルギーだったり発達障害だとかいろいろあるわけなんですけれども、そういう症状でつらい思いをしている子供さんをアンケートによって早く見つけて、子供一人一人に適切な支援を行う制度があるので、それをアンケートにお答えいただいて、それを望む保護者の皆様にはその支援もしていくんですというご説明がありましたので、これは保護者の判断に基づいてアンケートにお答えするという事になってございましたので、それは資料のアンケートの調査を配布するという事に協力するという判断をさせていただいたところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 今の説明、多分そのとおりされたんだと思うんですが、要するにメディカル・メガバンクの資料全体を見ると、その際どういう支援をするか、その機構まで詳しく触れられている部分がなかなかないわけです。チャート式にこれこれこういう機構をつくっ

て対応します的なものはあっても、例えば何か機構が立ち上げられたという事実はなくて、全体的に物すごく急いでつくられたというイメージが強いんです。

実は、ヒトゲノムコホートの調査というのは、岩手県、宮城県が最初ではなくて、全国いろいろなところでもう既にやられているところがあります。ただ、その既にやられているところと岩手県、宮城県で行われている東北メディカル・メガバンクの取り組みの大きな違いが一つあるんです。それは、例えばやっていく調査事業のリスクの周知徹底、それからその後のケアの具体的な構築、そこについては見切り発車と言わざるを得ないような状況があって、その部分について実は協定を結んでいる自治体に対する説明でも十分な説明がなされていないというのが、研究者や医療関係者そして法律関係者から指摘されている点であります。

例えば、同じような研究調査を行っている事例には、滋賀県の長浜市というところでコホート調査をやったという事例があります。やったのは2008年からだそうですけれども。実は、長浜市でコホート調査をする前には、事前に2年前から、その研究の主体となる研究者、それから自治体関係者、それと医療関係者、一般市民などを含めて、どういう調査を行うのかの周知徹底の方法、あるいは医療支援を行う際の仕組み、それともし遺伝子情報が漏れたりしたときのトラブルに対処する方法、責任の所在がどこにあるのかなどということが全て公開で議論されて、世界的にもいい例とされているんです。長浜ルールというのが確立されているんです。

ところが、今回の東北メディカル・メガバンクというのは震災の2011年から急に立ち上がりが始まりまして、皆さん今私の話を聞いて感じ取られると思うんですが、そんなの聞いたことなかったよという情報も含めて、どんどん進んでいるんです。この知らなかったことについて、何で知らなかったんだということを執行部の皆さんに問うつもりは全くありません。要するに、拙速にスタートしているのが東北メディカル・メガバンクで、説明も十分されていない状況がある。その中で、ぜひ自治体の関係者の皆さんについては気をつけてほしいということを喚起したいという質問なんです。

それで、特に考えていただきたいのは、扱う情報が遺伝情報ということで、遺伝子が持つ意味、そのことが漏れてしまうことについてのリスクについて、どのように捉えているかです。健康推進課長になるのか教育総務課長なのか、あるいは町長でも構わないんですが、遺伝子情報が漏れいするリスクについてどう考えておられるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 遺伝子が外にというようなことなんですが、正直、私のほうとすれば、機構のほうでは当然外部評価委員会なり倫理審査委員会、そういったことで厳重に情報が管理されているということで信頼をしておりますので、外部に漏れることはないのではないかなというふうには感じているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 今私の話を聞いてどれくらい感じていただけたかわからないんですが、電子情報について今100%確実なセキュリティというのはないと言われてます。高度なハッキング技術やコンピュータウイルスなどの蔓延によって、いつ情報漏えいするかわからない。それはスタンドアローンにしている、要するにネットにつないでいないサーバ上の情報であっても、ハッキングだけではなく、最近のいろいろな実例を見れば、ヒューマンエラーによって漏えいするという例がたくさんあります。程度の問題はいろいろありますが、例えば自治体の職員がUSBで個人情報を持ち歩いて紛失した、そういうこともあり得ますので、この部分については慎重にし過ぎることはないというくらい、やっぱり慎重に扱わなければならないと思うんです。例えば、この状況で柴田町が協力している情報ですが、健康調査ですから病歴をたどるわけです。病歴をたどって、該当する症例であれば、2世代さかのぼって遺伝子情報を摂取するというわけですから、物すごい重要な情報ですよ。病歴というのはやっぱり秘匿性の高い情報ですから、その部分をどういうふうに扱うのかというのは実際の皆さんにも危機感を持っていただきたいということなんです。

例えば、もし将来漏えいが生じて個人が国や機構を訴えるなんていうことになった場合に、責任の所在が町に降りかからないとも限らないわけです。要するに、協力するに当たってリスクを知り得る立場にありながら十分調べをしなかったというような指摘を司法からされて被告の中に加えられるなんていうリスクも考えておくべきだと思うんです。その部分も含めながら、事あるごとに、例えばもしかしたら追加調査の申し出なんかあるかもしれないし、あるいは今後、現状で協定を結んでいる調査の中でもいろいろ協力を約束した町民の方と機構の間のトラブルがある場合もある、その辺も含めてぜひ考えていただきたいんです。

現時点でまず考えられるのは、協力を約束して情報を提供した方が途中でやめたいとなったときに、どういう手続をとるかということは説明されているでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 3世代コホートの中で説明をさせていただきたいんですけども、説明のほうが多岐にわたって、16項目ほどの説明があります。その中で、参加の同意、

当然ありまして、撤回、そういったものも当然あります。自由な意思で協力を撤回するということもできますので、そういった場合には連絡をしてほしくないとか、情報はもう既に全部廃棄してくれとか、そういった方法で撤回も当然できるというような内容になっています。そういった説明は、先ほど申しあげました常駐している看護師なりそういうスタッフのほうからしっかり、30分ぐらいだと思うんですが、私もその現場に行っていたんですけども、そういったことでしっかり説明されていると、内容は確認はしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） それで、情報周知徹底なんかが一番進んでいると言われている長浜市の例を見ますと、事業に対して同意撤回をする際に書式まで示して、実際に窓口においてあるそうなんです。その後、データがちゃんと破棄されるかどうかも含めて、協力した自治体と事業に同意した個人に対しても確認が行われるというようなルールが確立されているんですが、東北メディカル・メガバンクではそこまでのルールが確立されていない可能性があるということをしちんと頭に持っていてほしいんです。

この部分、何か町の責任を追及するような質問ではありませんから、皆さんについて問題提起をしているわけですが、特に東北メディカル・メガバンクの中身については、なぜ急ぐのかということが問題になっています。一つは、東北大学の実情があるのではないかと。東北大学は東日本大震災で700億円の被害を受けたと聞いています。ですが、日本の国立大学の予算は、国立大学予算の6割から7割がまず東大に分配されて、そのほかの部分で全国の国立大学で分配するという仕組みになっているために、十分地方大学に予算が確保されないという事情から、復旧・復興を目的の一つとしてこの事業を急いで取り組んでいるのではないかとされています。

それから、一つ、産官学共同の産の部分、日本では遺伝子研究について国の予算がこれまでついてこなかったために国際的におこなっている研究分野だそうでありまして。この分野で言うと、将来的には一人一人の遺伝子を解析して、その人の遺伝子に合った形のオーダーメイド医療が実現するのではないかと夢のような話も出ていますが、その部分について日本が先鞭をつけて世界に先駆けたいという思いがあって、かなり急いでいるようでありまして。しかし、そういう思いがあっても、被験者や地域住民の人権がないがしろにされては医療なんて言っていられないわけですから、その部分をぜひ念頭に置いて、もしこれから接する場合や、あるいは別の調査で遺伝子の問題が出てくる場合に、リスクと扱いの慎重さについてはぜひ念頭に置いて、これからこのメディカル・メガバンクからの何らかの働きかけがあった

場合にも、きちんとリスクの部分まで確認するような意識を持っていただきたいということを改めて訴えて、1問目の結びにしたいと思います。

2問目に移ります。障がい者の問題です。

実際、現在施行されている障害者総合支援法、ご答弁でもいただきましたが、障がい者にとっては残念ながら第7条の介護保険優先原則というのが残されてしまいました。障害者自立支援法ができて以降、障がい者運動と国との間で裁判闘争が行われて、そして障がい者に不利になる法律要件をなくして新しい法を制定してほしいということで裁判で和解が成立していました。その中に介護保険優先原則というのも撤回の中身として合意されていたんですが、国ではこの約束を守りませんでした。そのため今起きていることなんですが、実際に介護保険優先原則で障がい者福祉施策から介護保険に移ったという点でサービスの中身が変わったという人はどれぐらいいるのでしょうか。もし変化があればですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

今議員ご指摘の介護保険優先の原則がございまして、法第7条の規定による制度の運用ということになっております。柴田町では、ここ数年といいますか毎年なんですが、65歳に到達する障がい者の方がいらっしゃいます。平成23年度では3名、24年度では5名、今年度は6名というふうに到達者になっておりまして、例えば平成23年度では3名のうち障害の継続利用が2名、介護保険移行が1名、24年度は障害の継続利用が2名、介護保険が2名、お一人は障害が改善したということでサービスが必要なくなったということです。ことしについては、障害の継続利用が4名、介護移行の予定の方が2名というふうになります。これは65歳に到達した時点で今まで受けていたサービスの内容が介護保険のサービスの内容にあるものについては介護保険のサービスが優先されるということで、この移行措置といいますか、ご本人の介護認定申請に伴ってそのサービスの提供を行うというふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） それで、一番の変化というのは、もちろん利用する制度が変わるというのはあるんですが、障がい者福祉施策で無料だったものが介護保険を利用することによって利用料が発生しているサービスがあると思うんですが、そういう点はどうでしょう。実際に介護保険に移行した人でどのぐらい負担がふえているかというのは、わかりますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

障害の福祉サービスを受けられている方のほとんどが応能負担ということで、無料の方が多いです。その方が介護保険サービスを受けることによって原則1割負担。ただ、その額が、所得の段階はあるんですが、上限額が定まって、高額介護で後から戻るというふうになっておりますが、市町村民税非課税の方を見ますと、上限額が2万4,600円でございます。これを超えた分については戻るということでございますので、非課税の方は月額2万4,600円が新たに負担しているというふうになっていると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） ちなみに、新たに介護保険に移行になった方の要介護度というのは、どういう状況になっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 具体的に個々の例は今手元にはないんですが、平成24年度の段階で、介護保険にお二人の方が移行しております。これまで障害福祉サービスとして生活介護、短期入所のサービスを受けておられた方が介護保険の通所介護、福祉用具の貸与、短期入所、生活援助等の介護保険のサービスを受けられているということで、介護度については今手元にはございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） ただ、受けるサービスの中身が多様になればなるほど利用料というのは上がりますね。だから、その部分がどうなるかということと、それから、そのうち例えば要支援と分類される方もいらっしゃると思うんです。それはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 介護認定を申請して要支援の区分に入れば、介護予防サービスが適用になるということでございます。町のケースとしては今手元には、個人のケースとしては今手元にはございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） その際、一番気になるのは、来年度の介護保険を改正しようという動きの中で要支援サービスを介護保険から外して市町村に移管するというようなことがあるので、その際、柴田町として、当然私は介護保険の改悪としてやるべきでないと思っているんですが、要支援サービスがもし移管されたとして、そのときに障がい者の方々のサービスはどうなるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 要支援の方のサービス全体として捉えることになると思うんですが、市町村事業に移行になった場合、今までの介護保険給付の一定のルール上の負担割合の制度から市町村事業へ移行する。そうなった場合に、まだ国のほうでも法改正が来年の通常国会で行われるということで、介護保険部会の答申も年内という予定は聞いているんですが、まだなされたという情報はありません。それを踏まえて法改正になって、県を通して説明会等あると思うんですが、その情報を得ながら町の介護支援事業を、介護予防事業を構築していきたいと考えております。まだ具体的な内容までについては現在のところは詰まっていないというところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） それと、65歳以上の方ですから、障がい者で当然それまでも通常の職歴を持った方というのは少ないと思うんですが、新たな収入源を得るといのはなかなか困難な状況において、65歳を機に少なくとも2万4,600円の負担がふえる場合があるということですから、その部分について、サービスが受けられなくなるのではないかと懸念があるんですが、その点についてはどう考えますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） サービスについては、形態は変わるんですが、継続的なサービスの提供はなされる。ただ、議員ご指摘の、それに伴った介護保険制度上の負担が生じるということもございます。それについては、所得による負担区分もございますので、上限額等も定まっているんですが、今までにない負担が生じてくるということから、それぞれ個々の経済状態等にもよるんですが、それについては別途、別な面から配慮すべきものと思います。この制度上は、こういう介護保険優先という制度上の運用でございますので、私ども、運用に沿っていかざるを得ないと思っていますところでは。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） ソフト面の独自制度というと町長が「うん」となりそうですが、そういう部分で言えば、穴を埋める町の独自施策というのも考える必要があるんじゃないかと思うんです。人数をお聞きすると、例えば何十人という人数ではないですね。そういう部分について独自施策を考えて、実際の一人一人の障がい者の方の生活実態なども含めて調査をしつつ、ぜひ私は独自制度で、新たな負担が生まれる人、特に収入が65歳以前から障害年金であったり、あるいはもしかしたら授産施設に通って工賃をもらっているかもしれませんが、収入が変わらないのに負担だけふえるという実態があれば、そこを穴埋めする、あるいは援助

するような制度をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 介護保険優先原則の面から基本合意文書が盛り込まれておりまして、それがまだ法の面に反映されていないという背景ですが、国会の推移なんかを見ますと、若いときから障害を継続している方と高齢になって障害になってこられた方の公平性を見るために、介護保険の優先原則の廃止はできないというふうな答弁がなされております。身体障がい者の年齢構成を見ますと、65歳以上の方が60%を占めておりまして、高齢者の疾患等により障がい者となるケースが多く、若年からの発症率より高齢化してからの発症が多くなっていくということからも、他の要するに高齢になって障害になった介護サービスを受けている方との公平性の面から、そこは慎重に考えていかざるを得ないのかなと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 当然、65歳を過ぎた高齢の方が新たに障害を発症するというのは、例えば脳卒中であるとか、そういう部分で新たな障害を得るというのは当然考えられるわけです。それは当然のデータなんですけど、特に65歳で制度を自動的に切りかえるというのは現実に合っていない条項なものですから、その部分の支援は絶対に必要だと思うんです。現状で、介護保険優先原則の中にも盛り込まれているのは障がい者福祉施策の給付と同等以上の介護保険給付が保障されている場合に限るということは、原則として考えられていますね。その部分で、できるんだったら、「同等」以上の中に利用料も含める考え方というのはいかならないかなと思うんです。これは法の中に具体的規定はないので、もしかしたら自治体の判断でそういう判断ができていくところもあると思ってるんです。その部分を考えられないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 障がい者の方が65歳に到達した時点で、それ以前に受けていたサービスの中で65歳に到達した時点で介護保険サービスが重なった分については介護保険優先原則ということになりますけど、今までの量から見て介護保険の量が少ない分については、その上乗せということでの障害福祉サービスが受けられます。また、介護保険サービスにない障害福祉サービスの独自サービス、これについても継続的に受けられます。ということで、全体的な64歳までのサービスの量なり種類なりというものは継続的には受けられる。ただ、一部分重なった部分については優先原則ということでございますので。そういうサービス体系になっているということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） なかなか独自制度という答えは出ないと思うんですが、でも私は引き続きそのことについては求めていきたいと思えますし、それと同時に、半年前に通知してというお話はありましたけれども、その障がい者の方がどういう暮らしをされているか、あるいはそのサービスについてどういうふうに感じておられるかということも含めて詳しく聞いた上で、そしてその人の希望にできる限り沿う形でのサービスの決定を行ってほしいと思います。その辺は要望で結構です。

もう1点、この障がい者の問題で聞いておきたかったんですが、実は先日、はらから福祉会の関係者の方とお話ししていて、最近、障がい者の授産施設、共同作業所に通所を申し込む方がふえている、はらからでも百数十人来て、対応するのが大変だというお話を聞いたんですが、その辺、何か変化等情報があればお答えいただきたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） くりえいと柴田、はらからの施設ということで。はい。はらから福祉会では、町内ではくりえいと柴田がその事業所として運営されているんですが、手元に10月1日現状の利用状況の数字がございまして、くりえいと柴田は就労継続支援Bのサービスと就労移行支援の2種類のサービスを行っている事業所でございます。就労継続支援B型では、定員28に対して現在35名、全員毎日皆勤で見えるわけではないので、定員の枠内で通常運営されている。就労移行施設としては、定員12名に対して12名ということで、満杯という状況です。新たな受け入れとなると確かに難しさはあるのではないかと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 私がお話を聞いたはらから関係者の人は、視点としては、柴田町内だけの施設ではなく、はらからグループ全体の施設についての傾向を伺っていたんです。その点で、当然通所する際に市や町を通して通所のサービスを受ける際の申し込みなんかも相談されるわけですが、柴田町だけではなく各町から通所を希望する人がふえているということらしいんですが、そのことについては何か情報があるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 情報といいますか、障害福祉のサービスというのは柴田町にあるから柴田町の障がい者だけが利用ということではなく、広域的な利用と。町としては受給者証を交付しまして、その障がい者の方が自分の合ったところの事業所と利用契約を結んで利用するという事です。ですから、くりえいと柴田がいいと思う人もいれば、びいんず夢楽多

がいいとか、それぞれの希望に沿って事業所と相談して、受けられるとなれば、その利用契約が結ばれると思います。それに伴っての柴田町の障がい者の方が行き先に困っているというふうな話、情報等はございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 例えば、障害の区分がなくなったことによって利用施設も全てフラットになったというような考え方もあるんですが、その部分について通所を希望する方の傾向が変わったということではないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） くりえいと柴田なりびいんず夢楽多とか、ふきのとう村田というのは訓練等給付に該当してしまして、認定区分を要しないものでございます。ですから、障害があって、町のほうに申請いただければ、先ほど申し上げた手順でサービスの提供が受けられるということです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） そうすると、確認になるんですが、現状で申込者が殺到してふえているということではなく、通常でも申込者が多い施設が柴田町にはあって、通常の様子が今も推移しているという認識で構わないのでしょうか、データ上は。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 利用状況を見ますと、申込者という欄もございませんので、定員満杯というふうなデータ。ただ、はらから福祉会についてはそうなんですが、臥牛三敬会の施設についてまだ余裕もございますので、事業所の選択の中でこういうものも考慮していただければと思います。

ただ、障がい者の受給者の交付数については、ふえています。ここ3年の推移を見ますと、平成22年度が217人、23年度が239人、24年度244人と毎年ふえています。とりわけ精神の分野については、22年度が26人だったのが24年度39人ということで、ここ3年の間で1.5倍にふえています。全体的にはふえている傾向なんですけど、とりわけ精神の増加率が多く出ております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○11番（広沢 真君） 社会状況を反映してのことだと思うんですが、はらからの私が聞き取りをした関係者も、そのあたりをですね、精神障害の方がふえてきていることによる、特にはらからが人気なのかもしれませんが、はらからに来る人が、柴田町以外から希望する人がい

て、それに対応することが結構あるんだという話を聞いていたので、そういうことなのではないかなと今理解しました。

間もなく時間終わるんですが、障がい者の問題は、特に高齢者になるとサービスが変わってしまうというのは非常に不安なことで、先ほどもお話ししましたが、65歳以上の高齢者が新たな収入の道を探るといのは現在の社会状況では非常に困難で、しかも残念ながら、障がい者の差別撤廃が言われて民間の企業にも障がい者の雇用枠を設けて雇用を積極的にするようになっていながらも、残念ながら障がい者の雇用が大幅に進んでいるという状況はないわけで、そういう状況の中で将来の不安を抱えたまま障がい者が暮らしていくというのは非常によくない状況だと思います。その点では、柴田町が例えば相談業務において親身になっていないということではあります。ただ、ぜひこれからも詳しく障がい者の一人一人の状況を確認しながらサービスの提供を、利益は利用者のほうにあるような形での判断をぜひお願いしたいということを重ねて要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は11時25分、再開いたします。

午前11時12分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番秋本好則君、質問席において質問してください。

なお、質問の際、パネル使用の申し出がありましたので、これを許可しております。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本です。

私は柴田町の歴史文化財の活用についてお聞きしたいと思います。

船岡の駅をおりと、「花と歴史が香るまち」というキャッチフレーズが目に入ります。確かに、一目千本桜並木があり、花は香っていると私も思います。では、歴史はどうでしょうか。外から訪れた方が歴史を感じるようなものは町の中にどのくらいあるのでしょうか。そのような意味で、歴史を語る文化が育っているのか、私は大変疑問に思っております。

先月11月22日にえずこホールであったジャーナリスト田勢康裕さんの講演。町長は主催者として同席しておりましたし、議員の皆様も聞いておられました。田勢さんは、その講演の最後に、地方のことを「東京しか見ていない、そして東京と同じものをつくろうとしている」と語っていました。例えばゆるキャラづくりの発想など、東京のまねばかりしては地方は疲弊する、東京の人たちは地域の人たちが楽しんでいるところや行事を知りたいと思っているという内容を話されました。皆さんご記憶のことと思います。これは、まちづくりでは地域固有の文化や資源を生かすことが大事だと言っていることだと思います。

東京しか見ていない例として、私は宇都宮市のことを聞いたことがあります。宇都宮市では、中心市街地に大型商業施設を呼んで市街地の活性化を図る計画を立て、2001年にSHIBUYA109を誘致いたしました。しかし、4年と持たずに2006年に撤退、今度は2007年に「うつのみや表参道スクエア」を開業させました。ところが、この施設からも撤退が相次ぎ、商業スペースの半分ほどが空き店舗になっているそうです。この施設には事業費の51%、40億円の税金がつぎ込まれ、ホームページで見ると、ゴーストタウンと言っている人がいる現状です。地元には二荒山神社やギョーザ、カクテル、ジャズといった地域資源があるにもかかわらず、それを生かそうとしていないと専門家は指摘しています。

私は、このことを他人事と片づけられないと思っております。冒頭のキャッチフレーズで「花と歴史が香るまち」とうたっておりますが、果たして柴田町は歴史的資源を生かしたまちづくりをしているのでしょうか。

私は昨年、第8回柴田さくらマラソンを企画し、イベントを行いました。このマラソンには日本全国からランナーの方が来てくれました。私は担当としてネットを通じたやりとりを参加者としておりましたが、彼らに柴田町を説明するときに、「桜の柴田町」より「伊達騒動、小説「樅ノ木は残った」の柴田町」と説明したほうが多くの方に早く理解していただきました。それは、桜の名所は各地にあります。寛文事件の主人公原田甲斐のいた町はここ柴田町だけだということだと思います。

また、柴田町の先達に飯淵七三郎さんがいらっしゃいます。貴族院議員であり、農業の振興に力を尽くし、館山に桜を植えてくださいました。明治40年のことです。その桜が現在の柴田町の宝に育っています。年間20万人を超える人が館山を訪れるのは、この桜があるからではないでしょうか。その飯淵さんの銅像がかつてはありましたが、昭和18年の金属回収で提供されてしまいました。今は台座しか残っておりません。それから70年が過ぎ、来年で71年になろうとしています。これをそのまま放置していいのか、町へ尽力してくれた先達へ申し

わけない気持ちになります。

以上のことから、柴田町の文化財について質問いたします。

1) 館山を歴史的文化財としてどのように捉え、どのように活用する計画があるのでしょうか。

2) この歴史文化財を将来のために価値あるものとして町民に還元するため、必要なことを調査し整理することは必須事項だと思いますが、どうでしょうか。

3) 飯淵七三郎翁の銅像復元をどのように捉えておりますか。

4) 館山の花見山構想でこれまでにかけた経費と緊急雇用創出事業等で採用した人数は何人でしょうか。

5) 花見山構想をこれからどのように維持し、運営していくのか。年次計画はどのようになっていますか。また、その経費はどのように考えておりますか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本議員の歴史的文化財の活用について5点ほどございました。順次お答えをまいります。

まず、1点目、館山の歴史文化財につきましては、調査、研究の結果から、中世の鎌倉時代以降の文化遺産で、土器や青磁や陶器などが出土されたことから、昭和44年10月6日に町の史跡として指定されたものです。指定後、昭和45年に山本周五郎原作の「樅ノ木は残った」がNHK大河ドラマに放映されることになったことを契機として、柴田町独自の貴重な歴史文化財資源を活用した観光開発が始まりました。昭和45年には二の丸に原田甲斐供養塔が建立され、その後、船岡平和観音の建立、スロープカーの整備やその後の再整備、観光売店や谷を埋め立てての駐車場の整備、さらに昭和48年には勤労青少年ホームが建てられました。館山は、それ以前にも、戦後、生活の糧を得るために石切り場として石の掘り出しも行われたことから、数多くの歴史文化財としての遺構があった館山は大きく変貌し、現在では土塁や石塁が散在しているにすぎません。

館山の歴史文化財資源の活用に当たりましては、まず昭和45年以降に整備された原田甲斐や柴田外記供養塔や絹引きの井戸、そして古墳周辺の再整備や船岡平和観音の修繕、歴史文化財に関する解説板のリニューアル化等を最優先課題と今考えております。一方で、新たな活用策としては、樅の木周辺に展望デッキの整備を行うとともに、順次、土塁や石塁の遺構に

についても活用していければと考えております。

2点目、この歴史文化財を将来のために価値あるものとして町民に還元するため、必要なことを調査し整理することは必須と考えるがどうかと。本町の文化財につきましては、昭和33年ごろから本格的な調査研究に取り組むとともに、昭和34年には町民有志による柴田町郷土研究会を設立、また町では昭和43年に文化財の保存及び活用のための措置と町民の文化的向上に資することを目的に、柴田町文化財保護条例を制定しました。翌昭和44年からは、条例に基づく文化財保護委員会による有形文化財、無形文化財、無形民俗文化財、記念物の指定等を行ってまいりました。昭和45年に、町の文化財をまとめた柴田町の文化財の冊子を第1集から第11集まで随時発刊し、閲覧や販売を行うとともに、柴田町郷土研究会では会報を昭和42年9月31日の第1号から平成17年5月まで第32号にわたって発刊しておりました。これと並行して柴田町史の編さんにも着手。町史編さん委員会を設置し、昭和58年9月の資料Ⅰの販売を皮切りに、資料編と通史編を編さん。平成4年には全5巻の最後となる通史編Ⅱの編さんが完了し、町民の皆様に販売して現在に至っており、約35年にわたって行ってきた本町の文化財の調査研究等は一定の区切りを終えているところでございます。

なお、館山については、昭和54年発刊の柴田町の文化財第10集の城と楯に、その調査、整理した内容を掲載しております。

3点目、飯淵七三郎翁の銅像の関係でございます。飯淵翁の銅像は、60歳の還暦を祝して、村民が建てたものです。議員おっしゃるとおり、大戦中の昭和18年に金属供出され、現在は台座だけ残っていますが、かわって昭和32年に建立された頌徳碑は、飯淵翁の謡曲の弟子54名によって建てられたものでございます。ご質問の飯淵七三郎翁の銅像復元についての考えですが、町内には文化人、偉人や世の中に貢献した方などの石碑等が約110カ所と数多くあります。これらの建立には有志や関係者が故人をたたえ、しのんで建てていますが、像や石碑が文化財ではないため、町としては飯淵七三郎翁以外の偉人も考慮しますと、銅像復元だけに公費を支出することは公共性、公平性の観点から、できないものと思っております。

なお、頌徳碑につきましては、飯淵翁の親戚関係にある方が現在修理を行っております。

4点目、花咲山構想ですが、これまでにかかった経費と雇用創出事業で採用した人数でございます。花咲山構想を議会全員協議会にお示ししたのが平成22年11月29日です。その後、整備に着手したわけですが、残念ながら花咲山構想そのものを実現するための事業がありませんでしたので、緊急雇用創出事業や社会資本総合整備事業等の国の交付金を活用するとともに、県の事業であります百万本植樹事業、緑化委員会の花香る町づくり支援事業、日本桜の

会や三井生命からの花木の提供をいただくとともに、町民からの寄附金も活用するなど、いろいろな事業メニューと町の単独事業を組み合わせ実施してきております。

まず、これまでにかけた経費ですが、館山の花咲山構想で平成22年度から平成24年度までに活用した事業費は、展望デッキや遊歩道等の施設整備に5,700万円、植栽事業や管理業務等については7,000万円で、その財源内訳は、県の負担が5,000万円、町の負担が1,200万円、住民からの寄附金が800万円となっております。（仮称）さくら連絡橋関連では、総事業費3億5,400万円のうち国の負担が2億5,600万円余、起債が7,400万円、町の現金負担が2,400万円です。起債のうち、後年度で1,000万円が地方交付税で措置されます。なお、老朽化が著しかった観光売店の建てかえによる観光物産交流館の建設費は1億1,300万円となっております。

次に、シルバー人材センターに委託してきました緊急雇用創出事業において、平成22年度から平成24年度までの3カ年間の事業費は4,460万円となり、これは100%国の予算で、町の持ち出しはございません。雇用した人数は77人です。

このような事業を展開したことにより船岡城址公園の姿は大きく変わり、観光客はもとより園内を散策する町民の方からも、自然の美しさや四季折々にいろいろな草花が咲き、また手入れのよさを満喫できて、とても気持ちがいと高い評価をいただいております。その影響で、観光物産交流館の売り上げも約120%と伸びております。さらに、さくら連絡橋はいつ完成するのかといった期待の声も多くなってきております。

5点目、これからどう維持し運営していくのか、年次計画は、その費用はということでございます。先ほども申しましたけれども、花咲山構想を具現化する主たる事業がないため、主に緊急雇用創出事業や社会資本総合整備事業と町の単独事業を組み合わせ行ってきました。今後の維持、運営に関しても、こうした事業が継続されていくのであれば問題はないのですが、緊急雇用創出事業については平成26年度は継続されますものの見直しが行われることが確実であること、社会資本総合整備事業につきましては平成27年度までの計画となっておりますことから、新たな国の事業が活用できない場合は町の単独事業や新たに100%の補助事業を見つけながら維持、運営をしていくこととなります。

今後の行政の取り組みとして、人口減少や高齢化社会の進展、経済のグローバル化による地域経済の衰退、ひいては地方自治体における財政逼迫に対応していくためには、地域独自の経済成長戦略が必要でございます。しかし、にもかかわらず、私たちの努力不足もありまして、残念ながら花のまち柴田をテーマに人を呼び込み、町ににぎわいをもたらす観光まちづくり戦略への理解がまだ十分とは言えないこと、また船岡城址公園に散策やお花見、曼珠沙

華まつり、B級グルメグランプリ、大菊花展、そして現在行っております光のページェント等のイベントに一度でも足を運んでいただければ、美しく変貌した船岡城址公園の魅力を満喫していただけるのですが、町民の中には新たな観光地として今多くのお客様が来ていることを知らない方が多いのが、ちょっと残念でございます。そのため、今後の年次計画を立てる際には、今後整備しなければならない観光施設、例えば船岡城址公園山頂へのトイレ等の整備、原田甲斐や柴田外記、絹引きの井戸周辺の歴史文化観光施設としての再整備、平和観音像の修繕、安全対策としての道路の整備や石切り場付近へのガードレールの再設置などのハード事業、さらにソフト面では、計画的な植栽計画とコミュニティガーデン花の丘柴田や花テラスガーデンを初めとする公園全体の景観の維持管理、案内板や歴史解説板の設置やパンフレットの作成による魅力アップと集客力の向上、そして新たなイベントとして第1回あじさい祭りの実施などの予算措置が必要になってきます。そのため、議会や町民の皆様のお一層の理解を得ることが重要だと思っております。

平成26年度以降につきましては、平成27年4月に完成するさくら連絡橋を見据えて、各課の横断的な観光戦略プロジェクトチームを組織化し、町民を巻き込んだ中で花咲山第2構想について具体的な年次計画や経費等を含めた事業計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（加藤克明君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（秋本好則君） まず、歴史の掘り起こしという形で、今社会資本整備計画を使いました観光ガイドというのが立ち上がっていると思います。そこについてお聞きしたいと思います。ガイドについての説明、どこが担当するのか、その辺からちょっと入っていきたく思うんですが、お願いいたします。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（小池洋一君） 歴史観光ガイドの活用については商工観光課で行っております。ただ、勉強会等については都市建設課のほうで行っているという状況でございます。
- 議長（加藤克明君） どうぞ。
- 4番（秋本好則君） 私も加入していたものですから、その内容についてお聞きしたいと思うんですが、私が入っていた時期は、あくまで観光に力を置くというようなスタンスでいたんですけれども、このガイドというのは、柴田町の歴史、文化、そういったことまで含むガイドなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 私のほうで進めていますのは歴史公園の関係で、おもてなしということが一番のメインでして、ことしで3年目になります。初年度については、船岡城址公園に向かう人をどう誘導して案内するのか、当然観光も一部入りますけれども、歴史も一部絡みますけれども、そういった人の流れを誘導する。そもそも、社会資本総合整備計画は回遊、多くの人が歩いてコミュニティを生んでいくという基本的な考え方がありますので、初年度は城址公園。昨年度は白石川の一木千本桜。今年度は、町なかに目を向けるということで、私のほうのワークショップ、始まっているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） ありがとうございます。私が言いたいのは、柴田町にこれだけ文化財があって、そして中心となる館山を人に寄っていただくことで観光開発しようということ、今町長からの話でも随分聞こえたんですけれども、それではそこにある文化財的な資産を誰が説明するのか、誰がそういったことをするのかということをお聞きしているわけです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 秋本議員の質問にお答えします。

歴史的な調査については、先ほど答弁でも申したとおり、昭和33年ころから調査しております。そういった資料についてまとめて、伝承館のほうに、思源閣のほうに全て保管しております。現在、思源閣のほうの事業といたしまして、我が町の宝物ということで参加者を募って、柴田町の歴史を知っていただくということで、興味のある方にお集まりいただいて、20名弱なんですけど、参加いただいて、柴田町のいろいろ旧跡、名所、そういったものを皆さんに知っていただく。そして何かの今後、例えば館山のほうの案内人、あるいは里山ハイキング、そういったことに少しでも役立てていただければと思っていますし、あと「樅ノ木は残った」リレー朗読会というのも開催しております。こういった形でこれまでも、これは今年度の事業なんですけど、各企画展を通じて、これまでも開催しております。柴田町の文化財という形で平成19年度もやっておりますし、随時、ところどころで、そういった文化財関係を町民の皆様知っていただいて、なおかつ今回のような観光案内人、ガイドのような方につながっていけばなというふうに思っております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 館山の20万人の方がいらして、その方々に私も樅の木のところに立って案内したことがあるんです。そして、そこで聞いていますと、皆さん「館山というと樅ノ木

は残った、その樅の木だね」とみんな来るわけです。そうしているときに、それを説明する場所も人もいない。ということで、私たちのグループでやったことがあるんですけども、それが町としてどういう事業として、今お聞きしますと明確なお答えがないものですから、こういった事業をこれから起こしていく形なのか、そういったことをどうするのかということをもう一度明確に、担当の方も含めて、お答えいただきたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 今年度の桜まつり、それから彼岸花まつりで、観光ガイドということで観光案内所を設置しまして観光案内を実施しました。それで、観光客の方からは大変ありがたいというようなお言葉をいただいております。これから観光ガイドブックマニュアルを作成しまして、観光ガイドさんのほうには説明会などを実施しておりますので、これから歴史も含めましてより充実した内容で観光ガイドブックの作成や勉強会などを開催していきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、現在の時点では、例えば「樅ノ木は残った」について知りたい、寛文事件について知りたい、そういう問い合わせ、例えば奥州街道でもいいんですけども、そういった問い合わせが多分来ているはずなんです。私のところにも1回問い合わせがありましたので、そういう方々はどうされるんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 寛文事件等については観光ガイドブックのマニュアルに載っておりますので、それらの中で、例えば観光ガイドがいる際についてはお答えできると思うんですけども、ただ観光ガイドを配置している期間以外については、正確なものをお求めであれば、郷土館のほうに連絡をしていただくという形になろうかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） それでは、もしそういう問い合わせ、あるいはそういう方が来たときには、最終的には郷土館のほうに行って担当の方にお聞きするという形をとっているということでもいいですね。はい。

そうすると、これからガイドブック、先ほど曼珠沙華まつりでも話があったということなんですけれども、観光ガイドという話あったんですけども、私は柴田町、一番最初から言っているように、歴史的資産・資源が豊富な町だと思っているんです。それをどう活用するかということであくまで聞いているんですけども、現在のところはそれに対応する対応にな

っていないということではないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 観光案内というような形での歴史文化についても案内はできる範囲でやっております。それから、今後、柴田外記、原田甲斐の供養塔周辺、それから絹引き井戸の周辺の整備、それから歴史観光案内板の整備等も行っておりますので、そういうことで進めていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私が対応した範囲では、かなり多くの方が樅の木に来たときに「樅ノ木は残った」の話を聞きたい。例えば原田甲斐はどこにいたんだとか、そういうことを聞きたがっているんです。ですから、そういったことを常に、常設でも私はいいと思うんですけども、そういったところがあって、必ずそこに行けば全部わかるというような態勢をとっていただきたいと思うんです。

ガイドの話はそういうことだと思うんですけども、そのほかに館山の歴史的資産という形で、今現在随分あるんですけども、それもまだ活用されていないように私には思えるんです。例えば、みだれ坂というのがあるんですけども、それ今全然手つかずで残っているんですけども、これを活用する計画はないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町の観光、先ほど昭和45年から観光開発して100万人ぐらいのお客さんが来たんですが、その後、手は入れておりません。ですので、観光施設が老朽化してみすばらしい状況になっております。そういった意味で、新しい資源提案をいただきまして観光開発に利用しなければならないという思いもありますが、まずは老朽化したやつを安全に、そしてきれいにしないとイケないということでございます。そういった意味では、まずは樅の木周辺をきちっとしましたし、これからやらなければならないのは柴田外記、それから原田甲斐の記念碑周辺です。前の写真を見てみますと、立派な墓碑があって、参道があって、チャボヒバがあって、立派につくられていたんです。それが老朽化しているものですから、まずはそういう一旦観光施設として開発したものをもう一度再整備する、そこを優先したいと思っております。

それから、古墳の周辺も、看板、見ていただくとわかるんですが、そのままになっております。そういった解説板もリニューアルしなければならないということなので、まずは既存の施設をもう一度きれいにして、観光客に不快な感情を与えないようにしていくということ

です。そして新たな開発を次のステップとして計画してやっていきたいと思っております。

ただ、船岡城址公園の利用の仕方、恐らく年代の違いというのがあるのではないかなと思っておりますし、秋本議員と私では行っている回数が大分違うと思うんです。「樅ノ木は残った」というのは若い人はほとんど知りませんし、余り期待はしていないんです。ですから、年代としてはあのNHKの大河ドラマを見た方以上の年代の人が結構多かったということで、若い人はやはり美しい花、これはどういう花なのか、いつ咲くのか、そちらのほうの関心も高まってきておりますので、この城址公園は花と歴史両方満足できる山でございますので、両方同時並行でやっていかなければならない。第1段階は施設の整備、第2段階としておもてなしということで、今回初めて民間でおもてなし作戦をやりましたけれども、随時、歴史のことに詳しい方を育てて、一緒に回遊して説明して、学びの気持ちを満足させてあげるようなところに持っていかないといけないというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私が聞いた問いは、みだれ坂というものがあるんだけれども、これをどう開発するんですかということを知っているんですけども、どなたかお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 私のほうから、大手門の場所について現状と当時の話……、みだれ坂、はい。大手門から入って城址公園に上るところがみだれ坂と言われるものです。現在、既にアパートとか住宅が建ってしまっていて、緑色のアパートですね、あの辺付近が大手門、そしてそこから入って坂を上る、それがみだれ坂という歴史的な坂であります。現段階では、ああいうふうに住宅が張りついている状態で今後整備についてといいますと民地を横切るような形になりますので、ここでどうこうというお答えはできかねますけれども、ある意味では船岡城址の一つの大手門から入ってのみだれ坂、ある意味では由緒ある、歴史的な価値があるものだと思っております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） みだれ坂というのはそういうところなんですけれども、それともう一つ、非常に由緒ある施設が館山にはありまして、御霊屋があったんです。現在も基礎が残っているんですけども、これは観光ガイドのほうにも触れていないと思うんです。ここについての説明なり取り扱い方についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 愛宕ですかね。（「御霊屋です」の声あり）ちょっと私、そのことについては存じておりません。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 個人的に、御霊屋は私の本家の土地でございましたので、しょっちゅう行っておりました。あそこは手入れが行き届かないで、もうぼうぼうとなっておったところでございます。今回町として買収して、あの南斜面きれいにして、出てきました。これも廟所でございますので、きちっと既存の施設を修復した段階では、こういうところも生かしていかなければならないと思っております。隣の南斜面は今、花木を植えまして整備をしております。できれば、秋本議員が了解していただけるのであれば、ここに町の予算を投入して、きれいな遊歩道も将来はつくっていかねばならないと思っております。

○議長（加藤克明君） 秋本議員の質問の途中でございますけれども、これからの時間を考えますと、ちょっとかかりますので。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時59分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

秋本議員の再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今までみだれ坂とか御霊屋についてお話聞いていただいたんですけども、きょう地図を、古い地図なんですけれども、持ってきましたので、これをもとにして皆さんに説明したいと思います。

これが館山の要害図、元禄年間の図です。そして、ここに三の丸公園、今桜が植わっているところがあるんですけども、ここに大きく「く」の字に曲がっているのがあります。黄色い。これがみだれ坂です。それで、このところ、みだれ坂がもともと人が歩く道で、今車が通っているところは馬車用の道だったということを聞いています。ですから、人が歩くようにつくった道が今現存しているわけですから、これを何とか使っていったら、そんなに苦勞せずに、幅6メートルぐらいの道路が真っすぐに、「く」の字に曲がって現存しております。

すので、これを使える方法というのはいないのでしょうか。どなたか、これを使う方法を考えた方いらっしゃったら、お願いしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 社会資本総合整備、平成23年から始まる前の年22年度に、展望デッキと一部園路整備を、下の駐車場から上がる場所を整備した際に、実はみだれ坂に行くルートも1ルート確保して、今の桜坂からみだれ坂のほうに行くルートも確保して、みだれ坂の姿をあらわすことも必要だということで実は検討には入っていました。ただ、先ほど生涯学習課長が説明したとおり、大手門のあるところについては、もう今民地になってアパートが建っているということで、向こうからの誘導が難しいということもありましたので、いずれ全体の形づくりができた後には一部園路でつないでみだれ坂を明らかにしていかななくてはならないというふうには考えておりました。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに民地が入っているので、直接そのまま復元することは不可能だと思うんです。ただ、皆さんわかると思うんですけども、一回下の伝承館のほうから行って上ったところからすると、「く」の字に曲がった途中にはぶつかってくるんです。ですから、その辺からでも、半分でも、使う道があるんじゃないかと推測されますので、ぜひその辺の開発について検討していただきたいと思います。

それと、文化財の中身について、歴史的なものがいろいろあるというんですけども、さきほどの御霊屋、ここにも柴田外記さんの骨が埋まっていて、今は大光寺に移されているんです。大光寺に柴田家累々の墓があるんですけども、今行ってみますと、町史には図面が出ているんですけども、実際の大光寺のところに行ってみると、案内板も何もないんです。説明板もないんです。そして、ちょっと言っただけ悪いんですけども、柴田家の墓が土どめがわりに使われているような状況なんです。柴田町にしたら、原田家、柴田家、その方々がずっと統治されていて、寛文事件と匹敵するような白鳥事件というのがあって、その主人公である柴田意広さん、それもあそこに眠っているわけです。そういったところは柴田の財産だと思いますので、整備というのはなかなか難しいかもしれませんが、ここにこういう財産があって、こういう人たちがここにいるんだよという説明板ぐらい欲しいと思うんです。どうでしょうか、その辺は。柴田の開発をするときに、そういったことは検討していただくことはできないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） お答えします。

今回、御霊屋から大光寺のほうに移されたという今お話を聞いた内容について、現地のほうを見まして、どんな状況なのか、そして案内看板等が設置できるような環境にもあるのかどうか、見て検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） ありがとうございます。ぜひ、現地確認の上、お願いしたいと思います。

それと、館山に関する文化的な財産、それを考えていったときに、人的資源、人的文化財というものもあると思うんです。これは「樅ノ木は残った」というものの舞台になっている、そして山本周五郎さん、そして柴田町には大池さん、本名は小池さんなんですけれども、大池唯雄さんがいらして、その方が山本周五郎さんを案内したということが逸話として残っております。そういったことで、例えば観光物産館、それをつくるときに私も委員として入っていたんですけれども、あの中に歴史的な資源、そういったものを皆さんに周知する、広報するコーナーをつくろうという話がたしかあったと思うんですけれども、今はないんですけれども、それは途中で消えちゃったんでしょうか。それともこれから何か考えておられるんでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） ちょっと歴史的な資源を観光物産交流館に設置するというような話は私が来てからは聞いていなかったものですから。ただ、前の古い売店があった際には、隣に資料館というものがありませんでした。ただ、資料館のほうにもいろいろな文化財をいろいろなところから借りてきて設置して見ていただいていたんですけれども、「樅ノ木は残った」ブームが終わるとともに、なかなか入場者もいなくなってきたという状況ですので、その辺、今聞きましたので、歴史的なものの設置の方法についてどのような方法がいいのか、設置したほうがいいのか、今観光戦略プラン研究会を立ち上げていますので、町の観光について調査研究しておりますので、その中で検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 大池さんの話はそういうことなんですけれども、ほかに小室達さんもいらっしゃるし。あの方、騎馬像をつくられて、入間田の出身ですね。そういった大変にすばらしい方が出ていらっしゃる。そして、どこの町に行っても、その町出身の方の紹介というのは大概どこでもあるんです。この町からこういう人が出ました、この人はこういうことを

していましたが、それがあつたんですけれども、柴田町を見ると、小室達さんの作品展が時々伝承館でやられている、それはわかっているんですけれども、そのほかに例えば大池さんなり、今仙台文学館やってお子さんの小池光さんとか、そういった多彩な方が出ておられるんですけれども、そういった方々を紹介するコーナーというのはどこにもないんです。そういったものもこれからつくっていかれる計画でしょうか、それとも調査される計画でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 今お話あつたように、小室達さん、あるいは大池唯雄さん、そして櫻井喜吉さん、そういった方、いろいろ著名な方がおります。これについては、展示の話をする前に、小学校の副読本ということで、教育長のほうも携わった「私たちの柴田町」というコーナーで、そういった文化人、あるいは直木賞作家とか、郷土の偉人についてページをある程度とって子供たちにはPRしているところですが、今お話あつた常設展でそういった偉人の方を紹介するコーナーということで、今伝承館には特に、スペースの関係もありまして、設けておりません。ですから、先ほども申しましたけれども、午前中に、企画展のほうでそういった催し物でご案内しているという程度です。今後もしそういったことが可能であれば、壁面とかに空間を探して、もしできればそういうことも資料館のほうでパネル掲示というのでも検討してみたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） ぜひ、そのときに1点つけ加えていただきたいことがあるんです。山本周五郎さんが昭和29年に、「樅ノ木は残った」を書くときに、こちらにいらしているんです。そして大池さんがその方を連れて館山を案内したという写真が残っておりますし、山本周五郎さんの随筆で「雨のみちのく・独居のたのしみ」という随筆があります。これは、その当時のことを書いた文なんです。そこにいろいろ柴田町のことも紹介されております。ですから、それをぜひ、柴田の財産だと思つたので、それを紹介するようなコーナーがあると大池さんとの関係もわかる、館山との関係もわかる、原田宗輔のこともわかる、そういったものがありますので、ぜひそれも加えていただきたいと思つた。

それと、館山といいますと「樅ノ木は残った」という小説が出てくるんですけれども、これを取り上げて柴田の財産として、それを紹介するコーナーというのは、これもこれからつくられる予定ですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 「樅ノ木は残った」の紹介コーナーと受けとめましたけれども、これについては先ほどお話ししたように、我が町のお宝発見とか「樅ノ木は……」の朗読会、そういったものを通じて今PRしておりますが、改めてそういったコーナーをというのは今のところまだ考えておりませんが、今後、先ほどの内容と一緒に加えて検討していきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） ぜひ、その中に、柴田町にあるだけでも結構、柴田外記の胸像というのが白鳥神社にありますし、それと大光寺には原田甲斐の慰霊碑と言われているものがあります。それと、東禅寺には慶月院月桂妙秋大姉、原田さんのお母さん、それらの慰霊碑が本堂を移動するときに出てきたという非常にドラマチックな出現の仕方をされている石碑がありますので、そういったものも柴田町にはあるわけです。それを取り上げていただいてやっていただくと、新たに物をつくっていくというよりも、今あるものを掘り出して行って、それを観光に生かしていく、人に来ていただく、そういったものの道具にしていって、それほどお金がかからずにできるんじゃないかと思うんです。ですから、その辺も含めて考えていただきたいと思います。そういったことをある程度リストアップというのはされているでしょうか。どこに何があるかということなんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 伝承館のほうで、先ほどの頌徳碑も含めて、そういったリストアップ、確認できるものについては全てリストに取り上げております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、原田甲斐の肖像画が残っているんですけども、それについてもリストアップには入っていますか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 実は、件数が相当ありまして、手元では確認できないですけども、恐らくリストのほうには載っているかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そういったもの、どんどん発掘していくと、いろいろつないでいくと、本当にストーリーができると思うんです。そういったことで、柴田町のまちづくり、町おこしに生かしていただくと、先ほど町長言われたんですけども、まずお金かかるということじゃなくて、あるものを利用していけば、それほど経費もかけずにできることもあると思

ますので、ぜひお願いしたいと思います。

2番目に移りまして、文化財関係の史跡関係なんですけれども、先ほど町長のほうは昭和49年と言われたような気がしたんですが、町史で私写してきた感じでは昭和46年に町指定の史跡となっていたようなんですけれども、49年、46年でしょうか、どっちか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 昭和46年の10月6日です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 46年だとたしか町史に載っていたので、私のほうが正しかったと思います。

それで、四保の館と船岡城址という形で町指定の史跡になっていると思うんですが、これは史跡にしたということで何を守ろうとするための史跡指定だったのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 昭和44年の10月6日です。先ほど町長答弁でもお話ししたとおり、昭和43年に文化財保護条例をつくりました。この目的ということで、柴田町に存するもののうち町にとって重要なものについて指定を受けた文化財以外、県とかですね、そういったものを除いたもので重要なものについて、保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資するというので、保存と活用を目的にして指定をしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 県のほうの文化財保護条例、そういったものをホームページで見たんですけれども、その中には文化財とは何かということについて定義が書いてありまして、私たちが生活する中で、長い年月をかけて伝承してきた遺産であり、一度失ったら二度と取り戻すことができない財産である。将来に向かって保有していく義務がある。というふうにホームページに書いてあったんですけれども、これについては間違いはないですか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 上位法として、昭和25年に文化財保護法がございます。そちらのほうでも同じような内容でやはり目的を掲げております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、史跡という形で指定されたということは、その中に守るべ

きもの、引き継いでいくべきものがあるから指定されたと思うんです。何を守ろうとしていて、何を残そうとしているのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） これは、館山については出土された埋蔵文化財がございます。土器、磁器関係ということで、鎌倉時代以降のものが発見されております。それで、あの辺一帯がそういったものが出現する可能性があるということで、館山のほとんどをエリア指定して、埋蔵文化財の遺跡ということで、県のほうで遺跡の指定をしております。開発の際には当然、県のほうの許可を得てから開発という形になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私が聞いているのは、柴田城址です。あの城跡としての史跡の中で何を守ろうとしているのかということをお聞きしているんです。埋蔵文化財というなら、また別の指定があると思うんです。柴田城址という形の史跡として何を守ろうとしているのかということですか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 柴田城址については、ちょっと町長も答弁で触れましたけれども、絹引きの井戸とか、あとは土塁、石塁、そういったものしか本当に当時のものが残ってございません。そういったものを保存するのと、あと段といういわゆる館跡の、そういったものを保全するという形で指定しておりますので、今後、町長答弁にもあったように、土塁、石塁、そういったものを何とか形を守っていくという形になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに町長の答弁からでも土塁とか石塁、そういったものがあるのでこれは守っていかなければいけないという趣旨の話があったと思います。そうすると、そういったものを、どこに、どういうふうにあって、そしてこれから観光開発されてくると思うんですけれども、どこまでできるのか、何を残さなければいけないのかというガイドラインとこれをこれからつくっていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そういった目安、ガイドライン的なものは考えておられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 答弁にもありましたけれども、実は柴田町の文化財ということで第10集、これは城と館という本なんです。これが船岡城址を整理して、どういったものがどこにあるかということの本にまとめて昭和54年に発行しているものなんですけれども、現

在これらに残っているものについて、やはり保存していくという形で、改めてガイドラインというよりも、この冊子の資料、あるいはほかにも調べた一覧とかございますので、それらを確認しながら現地の保存のほうには努力していきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） これからいろいろな形で活用されてくるところだと思いますので、それが実際的に目に見えるような形ではっきり掲示しておかないと、いつの間にか史跡が史跡でなくなってしまう。我々が将来の子孫に残さなければいけないという形で引き継いでいくものがなくなってしまうという形になるんじゃないかと思いますので、その辺はぜひお願いしたいと思います。

同時に、館山にはいろいろな植物、そういったものの分布が現在あるという形で、私も調べてきたんですけれども、例えばこういったものがありまして、これはマメキタという形で、宮城県が北限のものだそうです。これの大量に分布しているところが館山にあるということ。それと、ミツデカエデという形で、ちょっと珍しいカエデで、このような葉っぱの形態をするのはこの木とメグスリノキというのと2種類しかないんだそうです。これの大木も自生しているところだよという形で、植物学的には非常に希少な生態を持っているという話を聞いているんですけれども、そういった形の調査というのはされているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 生涯学習課のほうでは、そういった調査は行っておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうすると、これも先ほどのガイドラインと同じように、今あるものを見詰め直しておかないと、将来なくなってからでは、先ほど県のほうの文化財の定義にあった「一度失ったら二度と取り戻すことができないもの」、それが守られなくなることになると思うんです。ぜひ、ガイドラインなり生態調査、これをやってから進めていただきたいと思うんですけれども、もう一度、やっていただけるか聞きたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 私のほうから生態調査については、また文化財関係と離れてきますので。

○議長（加藤克明君） では、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 公園を管理している側から申し上げますと、草花を初めさまざまな野草があるというのは耳にしているんです。ちょうど船岡の西に、名前は控えますけれ

ども、詳しい方がいらっしゃるので、事あるごとにちょっとお邪魔して教えてもらっている状況です。また、ある区の懇談会においても、こういったものがあるので残したらとか、こういうものが切られてしまったということをいろいろ教えてもらっている状況です。なので、私ら公園のハード整備をする者としては、そういったものには十分配慮して整備をしていきたいと考えておりますが、改めて生態調査というのは現時点では考えておりませんでした。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 最後の答弁の中で町長が花咲山構想の第2構想というような文言で、各課横断のプロジェクトを今後立ち上げるというようなところ。我々も、知らないところ、そして町民の皆さんを巻き込んだ中で今後、その館山、城址公園に対してどのようなアプローチと継続した事業が展開できるか、そしてどのような形で人を呼び込むかというのを今後いろいろな形で議論をしていきますので、ぜひ秋本議員も町民になって、その中でいろいろご指摘、指導をお願いできれば、より内容の濃い計画になるのかなと思いますので、ぜひ平成26年度以降そういうような形で進めたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） できるだけ参加して、いろいろな意見を述べさせていただきたいと思います。

その次に移りまして、飯淵七三郎翁の銅像の件なんですけれども、これは金属回収という形で失われて、結構な時間がかかっております。そして今、館山に、皆さんご存じだと思うんですけれども、ただ台座だけ残っている状況。これについて、おとといの全員協議会で話が出た柴田用水のスライド、東船岡小学校でつくって賞をいただいたという話がありましたけれども、あの船岡用水をつくったのも飯淵七三郎さん。大河原の尾形さんと一緒につくっているんですけれども。館山に桜を植えた、今の柴田町の船岡の骨組みをつくった方ではないかと思うんですけれども、これについてどういう評価をされているのか、生涯学習課長からお答えいただければと思うんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 飯淵七三郎翁については、今秋本議員がおっしゃったように、町にいろいろな面で貢献しております。銀行も建てたり、お話のあった用水路という形もありました。当時、大分財産を持っていたようで、あるところによると船岡から白石駅までは

かの土地を踏まずに行けるくらいの広大な土地を所有していたようです。船岡用水堰にも、新設、拡幅工事、延長のほうにも、大分大枚のお金を支出しているようです。文化財のほうの観点とといいますか、歴史的な面から、文化財とは別ですね、歴史的な面から、郷土の偉人という形で、実は柴田町の郷土研究会で飯淵さんの偉業をいろいろまとめて、今私が見ているものなのですが、こういった形で、冊子とといいますか、まとめてあります。代表して後藤彰三先生が書いておるんですが。そういった意味で、偉業をたたえ、あるいは今後後世にそれを伝えるという意味で、歴史的な部分で町に大きな貢献をしているという形で、そういったことで人物伝という形で著書でまとめて、今後町民の皆さんにも機会があればご紹介できるのかなと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 先ほど町長からの答弁の中に、公平感があって、一人の人だけのものを再建はなかなかできないという話があったんですけども、柴田町をこれだけのものにしていただいたということは、本当に歴史上の人物として、例えば坂本龍馬なり、それと匹敵するような、柴田町にとってはですよ、そのくらいの価値として、歴史上の人物としてこれをたたえるということも必要ではないかと思うんですけども、これも公平感からいったら無理なんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、あと答弁の中でもお話ししていますが、柴田町にこれまでにいろいろな貢献をされている方がおります。石碑とかそういった像類関係でも、わかっているだけで110カ所ぐらいございます。そういった形で、もしこの方の復元のほうに公金を出せば、当然ほかの方々からも同じように、ある程度経過年数がたっておりますので、そういった意味では公平性の観点からしても、復元というのは余り好ましくないといいますか、やはりよくないのではないかという考えです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 私もその懸念はあるなと思ったものですから。ただ、金属回収されたもので、今どうなっているかというのをちょっと調べたんです。そうすると、例えば仙台の伊達政宗、あれも取られていって回収されているんですけども、昭和39年につくったのは仙台市観光協会がつくっているんです。そのほかに横浜の井伊直弼の銅像があるんですけども、これは横浜開港100周年というときに、多分その実行委員会で作ったと思うんですけども、

ども。そのほかに、津軽為信、これは弘前の文化センターの前につくっているとか。それと、もう一つ、北海道大学のクラーク像、これも回収されて、後で再建しているんです。私はフロー効果で言っているのではなくて、そこが文化財として柴田町はこう見ているんですよと、そういうふうな文化財としての価値、いわゆるストック効果として見ていったときに、何らかの形でこれを再建する手はあるんじゃないかと思うんですが。例えばの話、直接でなくても、再建する委員会とか再建する有志の会とか、そういったものを立ち上げていったときはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 伊達政宗騎馬像については私も仙台市博物館のを見てきております。あれは初代、さっき秋本議員もお話あったように、青年会でもって小室達氏に委託して建てたという経緯がございます。その後、金属供出でもって取られて、結局、探したときに残っていたのが、当初つくった青年団であったのが胸像の上の部分だけという形で、あれについては、小室達が原型をつくって、そして鑄造して東京から運んできた、そういった経緯のそのもの自体にある意味で歴史的な価値、あるいは彫刻家としての美術性もあるかと思えます。

今回の飯淵七三郎さんについては、そういった文化財としての価値はないんですけれども、美術品としても何か価値があるのかということ、そういったところもないということで、還暦の60歳を祝して村民の方が本人をたたえる意味で建てたという経緯もいろいろ調べますと出てきますので、そういう経緯と銅像自体が相当有名な彫刻家で美術性にもたけているというのであれば復元というのも考えてもいいのかなと思うんですが、そういったところが、ある意味で失礼ですけれども、そういった価値もない。偉業をなし遂げているのは間違いございません。場合によっては、あの台座はあの台座として、金属供出で今こういう形になっていると。昭和32年にそれをしのぶ、あるいは謡曲の弟子たち50数名で向かい側に頌徳碑を建てております。そういった経緯で、あの台座、あのままじゃなくて、台座に、なぜここにこういうものがあるのか、そういったいわれの紹介みたいなものはあってもいいのかなと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） この台座の現況を見ると、非常に涙が出てくる感じなんです。これだけ柴田町に尽くしてくれて、桜を植えてくれて、用水をつくってくれて、柴田の土台をつくってくれた方。その方が地元からどういう扱いをされているのかなというのがわかると、これ

でいいのかなとどうしても思ってしまう。柴田町の文化財を守るという姿勢を示すということでも、何らかの形でこれに報いるという考えがあってもしかるべきじゃないかなと、私はそういう気持ちでいるんです。その辺を何とか形として示す方法というのはいないんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 先ほどもちょっと申しましたけれども、文化財という位置づけは教育委員会では持っていないんです。偉人として偉業があったということはありますけれども、ああいう姿をそのまま出している。伊達政宗の初代の騎馬像もそうかと思えます。大分胸元から切られて腕も切られているということで、ああいうふうな悲惨な状態にあるということは、ある意味で戦争、大戦がそれだけ金属供出で、そういった名残を残すというのも一つの形として、そして飯淵七三郎さんを侮辱するとかそういうことではなくて、偉業をして銅像があったにもかかわらず、大戦というのはこういうもので、こういうむごいこととして、今結果としてこういう形の銅像しか残っていないんだというのも一つの後世に残せる資源でないかなと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに飯淵七三郎さんの銅像についての記録、私も調べたんですけども、ぼんやりした写真が残っているだけなんです。ですから、こういうものがあったという記録はないんだそうです。ただ、何らかの形で大恩人に対する方策がないのかなという念を捨て切れないというところがあります。それはこれからいろいろ話が出てくると思いますが、検討していただければと思います。

それと、花見山構想でお聞きした中で、これからいろいろ経費がかかってくるというお話で、今まで植栽のほうに7,000万円というお金の回答があったと思うんですけども、これをそのまま来年度、その次、ずっと続けていくと、例えば雇用促進事業、これだってなくなりますし、何らかの形で出さざるを得なくなってくる。そうすると、例えば建物とかそういったもののように、一度つくってしまうとあと維持管理でかかってくるということと違って、植物なり植栽というものは毎年かかってくるわけです。そういったものをこれから未来永劫にわたってやっていけるのか、その辺についてのお考えなり計画がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） まず、船岡城址公園の花木の植栽につきましては、ほぼ終わっ

たという考えでおります。

それから、緊急雇用関係なんですけれども、これについては、これまで平成25年で終了という予定でしたが、国の概算要求において実施期間を1年間延長するというような動きがございました。それで、県のほうでは、新規事業を認める場合、1年間延長された場合と延長されなかった場合の二通りの要望書を県のほうに提出してほしいという要請がございまして、町としては、新規事業が認められる場合については1億円、それから新規事業が認められない場合については5,000万円という要望を現在しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今私お聞きしたのは、補助金があればいいのは、これは間違いないんです。ただ、植栽のほうでいろいろな花を植えておられると思うんですけれども、先ほどの中で、植栽とかそういうものについて7,000万円かかったと、今までの経費としてですね。これが一度かけたからこれで終わりということではなくて、これから何年かにわたってずっとこのお金は出ていくんですかということをお聞きしているわけです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 植栽については、先ほども申しましたが、ほぼ終了しましたので、これからは維持管理、それから例えば花木以外のパンジー等の草花の植栽というのはかかってくると思います。それから、公園を維持していくために草刈りとか、そういうのが必要になってくると思いますが、維持管理の7,000万円というような金額はかからないと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） その部分今お聞きしているので、今まで累計として7,000万円かかったというお話がありました。ただ、これから一切お金かからずにやっていったら、またもとの野原に戻ってしまうわけです。そうでなくて、これから維持管理していくためにお金かかると思うんです。その計画が、どういうふうな計画があって、どのくらいの概算を持っている、どういうふうなスケジュールでやっていかれる計画なのかということをお聞きしているんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 花咲山の今後の維持というような形での進め方でお答えしたいと思います。実は、植栽等、あと当然花木等について剪定がその都度必要になってくるかと思っております。

まず植栽等については、四季折々の花ということで、できるだけ多年生を準備はしているんですが、彩りということで一年草も数多くあります。年間的に約50万円の、現在、植栽会等のための原材料というような形で準備を予算的に支出しております。このような形でまず植栽、花については年間50万円ぐらいの維持費でまず大丈夫ではないかと考えております。

それから、花木等の植栽というか、レンギョウとかそういうようなもの、アジサイもそうなんですが、ある程度形を整えるというようなことについては、実は前回の定例会でもお話ししましたように、町民の皆さんの力をかりながら、ある程度計画的にこの辺は整備をしていきたいと考えております。ただ、これについても、先ほど答弁申し上げましたように、花咲山構想は施設をつくるだけではなくて、今後の維持管理、そして利活用、これも踏まえたところの全体構想になっております。第2期については、維持管理と利用について重きを置いて、各課連携の中で年次計画をもって維持管理を進めたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） ありがとうございます。そうすると、今の中で、植栽とすれば50万円ぐらいという形で。ただ、趣味が植木とかそういう方にいろいろ聞くと、幾らかけても、物すごくかかるぞという話も伺っております。ですから、これからよほどそういった構想を詰めていって、何ができて、どういうふうなプランでどうするのか、そのガイドをつくっていかないと、なかなか引き返しがつかなくなることもあると思いますので、その辺を検討していただければと思います。

最後なんですけれども、柴田町史、私もこの質問をするためにもう一度柴田町史を読み返しました。その中に、例えば柴田町の館山について、このような記載があるんです。これは柴田通史篇のうち510ページなんですけれども、この柴田城址は周辺の景観と相まって、景勝の地として名高い。そのため、近年、観光開発によって旧状が著しく損なわれつつあるが、城址の規模・構造などの綿密な現況調査に基づき、遺構の保存を図り、このかけがえのない歴史的文化遺産を後世に伝え残す責務が我々にはあるというふうに書いてあるんです。このことをもう一度私たちは思い起こす必要があると思いますので、そのことを頭に入れて、これからやっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、4番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

次に、1番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔1番 平間幸弘君 登壇〕

○1番（平間幸弘君） 1番平間幸弘。大綱3問ご質問させていただきます。

**1、公共サインの整備計画について。**

9月定例議会において公共サインの整備について質問させていただきました。私もふなれなため、私の意図するところが伝わらなかったようです。再度、公共サイン整備について伺います。

1) 現在設置してある差しかえ可能なサインは費用が莫大にかかるということで、年次計画で進めるという答弁でありました。そこで、整備費用がかからない間伐材などを活用したサイン整備を早急にする考えはないか。

2) 地区名、名所旧跡、産地直売所などを表示した柴田町全体がわかるようなマップを作成し、役場など公共施設、駅、コンビニ、ガソリンスタンド、大手スーパーなどに常に置くなどして、町民や柴田町を訪れた方々に配布サービスするような考えはないか。

**大綱2問目、小中学校敷地内の樹木管理について。**

現在、町内9校の小中学校の樹木の管理について、各学校からの話によれば、予算も少なく、樹木の剪定や手入れが十分でない状況とのこと。この件について、町としてどのように認識しているか伺います。

1) P T Aや学校支援ボランティアなどで毎年低木類は剪定しているようですが、松などの専門性を要する樹木、高木の管理は、どのようになっていますか。

2) 船岡城址公園などの樹木の手入れは毎年行っているようです。美しいまちづくりを進める町としても、子供たちの情操教育のために学校の樹木もきれいに手入れされていることが大事ではないでしょうか。

**大綱3、大型ほ場整備の推進状況について。**

農政を取り巻く環境は、政権が変わり、農家戸別所得補償制度の見直しや減反政策の見直しが言われており、農家は今後の農政について憂慮しているところです。そのような中、大型ほ場整備の説明会が各集落で行われているようですが、農家の意識についてどのように把握しているか伺います。

1) 各集落で大型ほ場整備推進の説明会が行われた。夜の会議で農政課職員は大変ご苦労であったと思いますが、どのような意見が出され、集落の反応はどうであったのか。

2) 農家負担が2.5%と、町が農家負担分10%を負担するという思い切った政策には、説明会に来た方々も驚いていたようです。町の意気込みが感じられますが、それでも小規模農家や栽培を委託している農家をまとめるのは容易なことではないとの声もあります。来年2月

に賛否の意識調査を行うとのことですが、その前に集落の全農家を対象にしてきめ細かな説明が必要ではないか。説明会を含めて、今後の推進スケジュールはどのようになっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、3問目、町長、2問目、教育長、順次、答弁をお願いします。

それでは、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） まず、公共サインの整備でございます。町では公共サインの必要性は認識しており、平間議員からのアイデアもいただきまして、改めて設置場所や設置費用、設置目的などの見直し検討に着手しているところでございます。計画では、公共サインは主に車や人通りの多い主要な幹線道路などに設置する計画のものであり、わかりやすく、周囲の景観との調和、安全性、耐久性を考えれば、間伐材ではなくステンレス製や鉄製など、ある程度耐用年数を兼ね備えた設置物でなければならないものと考えております。しかし、施設内の説明や誘導、案内板等のサインは、施設の景観と調和が保持されれば間伐材等を活用し設置することも可能と考えます。

2点目、町には船岡城址公園や太陽の村、雨乞のイチョウなどの観光スポットを紹介するとともに、町全体と船岡駅や槻木周辺の地図を入れた観光マップと花のまち柴田を紹介する「ちょこっと、しばたび。」、桜まつり期間中に配布する「駅から絶景散策マップ」と大河原町と共同でつくっている「桜マップ」があります。また、観光物産協会では、町の歴史や四季のイベントの紹介と里山ハイキングコースを入れた「しばたお拾い」という冊子をつくっています。さらに、今年度は船岡城址公園を年間を通じてわかりやすく散策できるよう「おでかけ日和マップ」の制作に取り組んでいるところです。今後、議員が提案していただいたような地区名、名所旧跡、産地直売所を表示した町全体の観光案内マップについても検討し、公共施設や観光客が立ち寄るコンビニ等に配布できるように取り組んでまいります。

○議長（加藤克明君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱2問目の1点目、学校の松などの専門性を要する樹木、高木の管理はどのようになっているのかについてお答えをいたします。学校の主に低木の樹木管理に関しましては、各学校の委託料予算5万円の中で剪定計画を立て、管理しております。また、議員のご質問にありますように、PTAの皆様や学校支援ボランティアの皆様到低木樹

木の剪定をしていただいている学校もございます。ご協力に心より感謝を申し上げます。松や高木の管理につきましては、器具器材や専門的技術を要することから、各学校と現状を確認の上、教育総務課の委託料予算100万円の中で業者発注として、その状況に応じた剪定と処分を行っているところでございます。当初予算にて施行計画を立てているところですが、異常気象による爆弾低気圧の発生など、年度により緊急対応が求められたため、当初予算で計画したとおりの施行進行がかなわない場合があります。今後は計画施行で進められるよう関係部署と調整してまいります。

2点目、情操教育のために学校の樹木もきれいに手入れされていることが大事ではないかについてお答えいたします。学校敷地内の環境整備は重要であると考えますので、樹木等もその中に含まれますので、対応しなければならない項目と捉えております。学校の樹木は環境整備のために植えた木や記念木または寄贈木など多様な経過を持つ樹木でありますので、学校と調査、確認を行い、伐採も含めた樹木の選別と管理方法を検討し、計画的な整備を図ってまいります。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 3問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱3点目、ほ場整備の関係でございます。2点ございました。

説明会での意見としては、星吉郎議員の回答と重複しますが、ほ場整備の区域設定はどのようにするのか、ほ場整備の期間が長いのではないか、もっと短くできないのか、98%以上の調査同意を集めるのは難しい、10年先の担い手確保などをどのようにするのかなどの意見がありました。集落の反応としては、水戸議員の回答と重複しますが、全体的にはほ場整備に対する反対もなく、総論賛成の結果であったと受けとめております。

2点目、来年2月の意識調査については、簡易アンケートということで実施しますが、最終的な賛否を問うものではなく、ほ場整備に対する現時点の大まかな意向を確認するもので、調査同意率98%以上の結果を求めるものではございません。また、集落の全農家を対象とした説明は来年2月の米自給調整集落座談会のときに行います。さらに詳しい説明会の開催は平成26年度に、ほ場整備の重点推進地区に選定された地区を対象として行っていくよう考えています。

今後のスケジュールですが、来年2月に集落説明会の開催、簡易アンケートの実施、その後、4月から6月にかけてほ場整備の重点推進地区の選定、7月に柴田町ほ場整備事業推進会議の開催、8月からは重点推進地区において地区ほ場整備推進協議会の設立とその活動、

平成27年1月から6月にかけて調査同意の収集、98%以上の調査同意がまとまれば、県へ調査委託の申し込みをしたいと、当面の予定はこのように考えております。

○議長（加藤克明君） 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 公共サインについて、9月の質問、今回の質問を参考に計画的に進めていただけるということをございますけれども、前回9月のときに、年次計画を立て設置していただけるということをございました。観光のまちづくりの町としては、予算をかけずに整備する方向も考えたほうがよいのではないかと思います。予算もかけずに農村部の地名や名所旧跡などを表示するのは可能だと思いますが、早急を実施するお考えはないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えします。

前回の質問についての答弁の中で、今までは町なかへの誘導が中心だったんですが、里山とかいろいろな景観が出てきております。そして、町の施設も郊外に出てきているというような位置づけも必要だろうというようなところで、現地調査をしながらいろいろと計画を立てていきたいというようなことでの答弁をさせていただきました。その中で、前回もお話し申し上げましたように、今、道路工事とかいろいろな形で舗装工事等も進んでおります。そして、入間田、富沢方面については、道路拡幅というか、そういう工事も進んでいるところがありまして、その進捗と合わせて、歩車共用系誘導サイン、そういうようなものも計画的に整備していきたいという形で今確認をしているところです。平成26年度に「ここ」というところは今具体的には持ち合わせておりませんが、特に我々担当部局のほうとしては、今第1順位に考えるところは、平間議員の地元というか富沢のほうの施設で、槻木と岩沼という表示はされているんですが、実際的に、その方向だけでなく、入間田とかむつみ学園とか槻木の市街地、そういうような誘導のサインがまず一番最初必要だろうというところで位置づけはしていますが、この辺についても、道路の改修、舗装工事の進捗状況を見て計画にのせていきたいと考えております。それ以外にも逐次、槻木から村田にかけていく県道についても、町への誘導サインが不足しているというふうには確認させていただいておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） どちらかというと、産地直売所、それから雨乞のイチョウ等、ウォーキングで使われるような散策路に関しての案内というかサインが、今のところ欠けているような感じはします。間伐材等を利用して簡易的なサインを設置するようなお考えはないでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほど答弁で申し上げましたように、まず間伐材の活用は可能だということなところではあります。ですから、どのような形で表示をするかというのを具体的に今度は地域の方たちとの話の中で、このような表示、サインが必要だということを具体的にお話を受けて、そこである程度考え方を決めていったほうがいいのかと考えております。間伐材もとにかく使うことは可能ということではご答弁申し上げたとおりです。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番（平間幸弘君） 間伐材を使ってやる方向も可能だということなんですけれども、とにかく農村部、特に槻木地区のほうは沢が多くて、1本の沢を間違えると全然違う地区に入っていくというような状況があります。目印がありません、そういうところ。今まちづくり課長がおっしゃいましたように、行政区と連携しながら早急を実施してほしいと思いますけれども、その辺、行政区との連携の部分で何かいい案とかお持ちでしょうか。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 再三、議会のたびに、地域計画というところで、地域との連携の中で地域での力をかりながら町も支援するというようなことで、各行政区の魅力ある計画を支援してきております。そういうような地域計画の策定も平成26年度間もなく入ります。そういうような中で、ハード事業というような事業の中で一体的に協力できればいいかなというような形で、実は1月早々にはもう26年度の地域計画の説明会を予定しております。ぜひそこで、こういうような提案もして、地域の力をかりたいなというふうにご検討しておりました。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 1番（平間幸弘君） そうすると、その地域計画の中で行政区それから地域の中で、そのようなサインが欲しいというのであれば、町としては協力いただけるということではよろしいのでしょうか。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 平成26年度もソフト、ハードとも予算確保をいたしますので、その中で地区と地域と一体で進めたいと考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 1番（平間幸弘君） どちらかというと、これはハード面ということになりますか。そうする

と、地域計画の中で計画の中に入れていただいて、各地区です、ハードの費用の中で設置ということなんですけれども、地域計画の中でも予算のない地区というのはどうしてもあると思うんです。そんなときに、簡易的なサインでも構いませんので、できれば町のほうで全額補助といいますか、そういった形で設置することは可能ではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、平成25年度が当初で計画を作成させていただきました。その中において、全地区が全てハード事業35万円という事業費の計画を使っているかということではなくて、満額の予算の中である程度余裕を残して実績を終了するというようなことが25年度見受けられる行政区が多々あります。ですから、その辺を余すことなく有効に地域の中で活用していただくような形で話を進めていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） できれば私のほうの地区も早急に地域計画の中に盛り込んで、町のほうで予算ももらいながら、それからほかの地区も、どうしてもわかりづらい、高橋たい子議員のいらっしゃる入間田地区、それから成田、海老穴、葉坂、ちょうどやっぱり槻木地区ですね。こちらのほう、どうしても沢が多いものですか、行政区の中で連携をとりながらサインのほうを早急に進めていただけるよう、計画の中に盛り込めるよう、町のほうでも一言添えていただければと思えますけれども、その辺は可能でしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） ぜひ、その辺実現できるよう、各行政区の役員もしくは区長さんを通じて、充実した地域の計画になるように平成26年はバックアップをしていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） では、サイン計画のほうはそのくらいにしまして、次、小中学校敷地内の樹木管理について質問させていただきます。

実際、今年度といたしまして小中学校敷地内樹木の管理費として予算は、毎年5万円ということよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 各学校に配当させていただいている剪定の委託料としては、少ないんですけれども、年間5万円ということになってございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） その5万円の範囲でどのくらいの管理ができるかということは把握しておられますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 学校のほうで、範囲が広いですし、各学校にはそれぞれ低木と言われます、調べておるんですけども、1メートルから3メートルぐらいの木は、6小学校、3中学校では1,066本ほどあるんです。ですから、それでは各学校が5万円でどこまでできるのかというのは非常に難しいなとは思っておるんですが、手の届くところでは用務員さんが対応していただくとか、あと先生たちも、あと先ほど議員のご質問にもありましたようにボランティアの皆さん、PTAの皆さんが除草活動のときにご協力いただいて対応していただいている。そういう皆様のご協力もいただいて、その範囲内で対応していただいているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 各校を回らせていただいたんですけども、何年かに1回、50万円ほどの予算がついて大きな手入れができるということなんですけれども、この辺は何年に1回1校を回れるような感じで予算がついているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） これまでは、以前はそのように50万円の予算を配当できまして、順次計画的に各学校ごとにそういう措置をしておったんですが、それでもやはり50万円という上限が学校ごとに出てしまうので、これを教育総務課のほうに統合しまして、それで先ほど答弁にも出ました100万円ということで教育総務課のほうに配当しまして、学校の費用が多額にかかる分につきまして、例えば今ご質問にありました松だったり高木だったり、そういうものについては教育総務課のほうで学校と調整しながら順次対応していくという仕組みにしているところでございます。ですから、今後、各校に50万円という予算が配当になるかというご質問でありましたら、それはございません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 先ほど年間5万円ということだったんですけども、西住小学校の高木の天女の松、それから駐車場、玄関側、校舎の裏手になりますけれども、チャボヒバがありましたね。この辺、今回30周年ということで、きれいに手入れされたということでございます。大体ボランティアさんが入っていただいて、約1週間ほどかかったということでございました。ボランティアということでも、松とかの専門性を要する高木ですので、これは校長

先生の意向としても何としても30周年という思い入れもあったので何とかしたいということで5万円でやられたそうです。ただ、校庭側、こちらの松のほうは全然手つかずの状態、予算も全然足りないですよというお話でした。何年かに1回、先ほどまで言っていた50万円、これも西住小学校の場合、山がありますので、高所作業車等入ると一遍でなくなってしまうということでございます。この辺、もう少し予算を追加するなり、各校ちゃんと回られて、校長先生の意見とか聞いていただければと思うんですけれども、学校長からの要望とかは出ておりますでしょうか、樹木関係で。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今ご質問にもありましたように、それぞれの学校で環境整備ということで要望はいただいているところです。また、要望がない場合でも、教育総務課の学校施設班が各学校を調査しまして、今回この後に12月補正で議会のほうにお願いするわけなんですけれども、小学校2校と中学校1校の分の樹木の剪定委託料ということで補正をお願いするところなんです、そのようにご要望があるところにつきましては、その都度、できる範囲で早く対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 先ほどの西住小学校なんですけれども、駐車場の上のほうの松が、なんか松枯れ病がついたようで倒れかけているので、そちらもちょっと不安なので、できれば早目に処理していただければというお話でございました。これ校長先生のお話でございました。

それと、樹木といたしますか、関連するとは思いますが、去年までフラワースクール事業ということで取り組まれていたようなんですけれども、今年度はこちらの取り組みはないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 事業としてのフラワースクール事業ということでの予算の配当はいたしておりません。というのは、これまで種での学校での活用ということでしておったんですけれども、平成25年から消耗品の中で種子代を予算の配当で考えておりましたので、そういう対応でさせていただいているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） その予算は、いかほどでしょうか。1校当たり。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 消耗品の中に入っておりますので、今ここで、済みません、その種代だけの数字は持っておりませんので、消耗品の中の要求されている中での対応ということ調整しているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） ある程度、消耗品の要求金額の中に組み込んで、学校のほうから要請があれば予算措置はできるということでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 予算につきましては、各学校からの要求での編成で、各学校ごとの要求が出ますので、それを教育総務課のほうでまず確認させていただいて、打ち合わせをしまして、それをまとめて教育総務課としての全体の予算として財政課に提出して、今度は町の範囲の中での調整というふうに進むものでありますので、要求が来ているものを教育総務課でカットするとかそういうことは、打ち合わせの上では調整の上でしている部分もありますけれども、最初からこれの枠というふうに定めているものではないので。各学校から要求あるときには優先順位をつけていただいていますので、それに基づいて調整をさせていただきます。ということは、やはり上限がある中ですので、学校の意見を聞きながら財政課との調整に当たっているということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 去年まであった、2年間ですかね、フラワースクール事業の中で、花を植えるためにプランターを用意された学校もあったそうです。今年度、実は予算措置がなくてプランターが余っていますという学校側からの声もあったんですけども、その辺は学校から意見は出ていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 済みません、そのお話はまだ私のほうでは報告を受けておりません。今言ったのは、フラワースクール事業の予算配当がなくなったのでプランターが買えないという報告は私のほうでは受けておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 私が伺ったのは、逆にプランターが余っているという話があったので。美しい柴田町、まちづくりを進める町としては、学校にもぜひ花を植えるような予算措置も行っていたらなというふうに思います。

それと、学校の樹木と違いますが、こちらもちよっと関連がありますのでお伺いしたいと思

います。実は先日、メタセコイヤの奇跡、光輝け槻木駅の点灯イベントのことでした。何人かの来場者の方から、槻木駅前のケヤキなんですけれども、枝がすっぽりと切られておりました。もう既に木の体裁をなしていない。まるで土に丸太が刺さっているような状況だったんですけれども。なぜ、誰が、どうして、どのように頼めば、ああいうかわいそうな木の形になるのか、その辺、どなたかご答弁願えないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 駅前広場ということもあります、公園の樹木も同じなんですけど、お願いするときには、町道の樹木も同じなんですけれども、業者さんのほうにお願いをしています。これは以前もお話したかと思うんですけれども、どこの樹木もかなり大きく育ち過ぎまして、手のかけようがないという状況も一部に出てきておまして、何度か繰り返して形をつくっていかなくてはならないということで、ちょっと悩んでいるところはあったんです。一旦切ってまたつくっていくということを繰り返さなければならないという一方で、できれば形のあるものはそのまま残したいというのがあるんですけれども、駅前広場なんかですと照明が日陰になって、全く照明の用を足さない。防犯上も全く危険だということになってくると、やはり樹木のほうに手をかけざるを得ないということになるんです。いつも美しい姿で残しておきたいという気持ちはあるんですけれども、やや姿をなしていないという場面も出くわすことはあるかと思うんですけれども、今後とも十分気をつけていきたいとは思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 確かに槻木駅前のケヤキに関しては、秋ごろ、ムクドリが巣をつくってしまして、大分ふん害もあったのかなと思います。そこで、あのような状態の木を見て、どのように思われましたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 仙台のケヤキの切り方と柴田町のケヤキの切り方はちょっと違うなど。私も柴田大橋から下ったところのケヤキの切り方を見て唖然としたことがあるんですが、一方で、思い切って切らないと、すぐにまた形を整えるための予算を費やさなければならないということなので、ジレンマに陥っているということです。ただ、できれば皆さんに批判の出ない範囲内の切り方を業者のほうにお願いしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） その辺ちゃんと業者さんと、予算との絡みもあるかと思えますけれど

も、業者さんと相談しながら、ちゃんと木の体裁をなしたような剪定の仕方があるんじゃないかと思います。

学校も同じですが、生き物である樹木を大切にしないような町では、美しいまちづくり、それから観光のまちづくりを進めている町としてはどうなのかなという疑問を感じられる観光客それから町民の方がおられると思いますけれども、今後どうしても街路樹などを切る場合、造園業などの専門家の意見を聞きながら剪定するという考えはございませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） いずれ、高木の剪定になりますと専門の業者さんをお願いすることになるんです。専門の業者さんの考え方も十分配慮の中には入れるんですけれども、あと私たち管理する側からも強い希望を出しながら対応していきたいと考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 都市建設課長が言われたような強い希望があのような形になったということではないですね。ちゃんと枝を残したような今後は剪定の仕方を行っていくということではよろしいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 私たちの強い希望でああいう形になったものではございません。申しわけございません。できれば形を整えてというところでは強い希望をこれからはしていきたいということですが、先ほどちょっと触れましたけれども、余りにも大きくなり過ぎて、どうしても切らざるを得ない。いろいろな障害のためにですね。そうした場合に、切れば切っただけ暴れ出すということで、形を整えるのが切ると難しいというのものもあるんですけれども、その辺は十分慎重に扱っていききたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 切り方にもほどがあると思うんですけれども。

関連で、各公園の樹木管理状況なんかはどのようになっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。公園樹木も、今70公園、私のほうで管理していますけれども、どこの公園も樹木は大木になってきています。年に2つぐらいの公園は確実に樹木の剪定をしたいなというふうにしていますけれども、地域によっては剪定のみならず根元から切り倒してくださいという要望も最近は出てきています。以前は公園には緑が欲しいということで大きくすることを皆さん望んでいたんですけれども、最近では緑は要らな

いから切ってくれと。何本かに1本は倒してくれというような要求もありますので、これまでの私たちの考え方、対応の仕方とそれから地域の受けとめ方にも温度差があるので、その辺はお互い埋めながら対応していきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 美しい柴田町、観光の町ということなので、もう少し剪定の仕方、それから予算の配分の仕方、考えながら、来年度以降、樹木のほうを管理していただければと思います。

続きまして、3問目の大型ほ場についてお伺いいたします。

今回、集落の重立った農家を対象に説明されておりました、説明会では、今後、柴田町の農業を守っていくには大型ほ場が不可欠だという思いを考えますと、これは農家任せでなく、町のほうで断固たる決意で大型ほ場をやり遂げるという姿勢が不可欠ではないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） ほ場整備は、今回最後のほ場整備と言われるように、確かに町それから土地改良区、農協、合わせて一緒に推進していかなければならないと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 農政課等の職員の皆さんも大変だと思いますけれども、全農家を対象にした今後説明会はしていただければと思います。

例えば、町サイドのほうである程度面としてここからこの範囲をやりたいんだというふうな、きのうですか、水戸議員の答弁の中で、地域から上がってきた範囲という答弁もあったようですけれども、ある程度町で、ここからこの範囲というふうなところも示して地域に入っていくというふうなお考えはないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 今回、集落に入ったときに、実は宿題という形で、農地図ですね、農地の一筆一筆が記載されている図面を各集落に置いてきました。これは、ほ場整備をした場合、地域でどこまでのほ場整備を考えるかということで置いてきました。それから、平成12年にほ場整備を約450ヘクタール、50ヘクタール、槻木を除いてなんですけれども、案があったわけなんです。ほ場整備のエリアということで。そういうところで、その図面も一緒に置いてきまして、まず主体性は地域の農家にあるということを確認していただいて、今度の2月の集落座談会までにそれを地域の方々に一回検討してくださいと。町がこのエリアを区

域を設けて検討するわけではなくて、地域でまず検討してくださいと。それは確定の区域ではなくていいですからということで。その際に、その面積を誰が担い手となって10年先、10年後ですね、やっていくのかということで、担い手の考え方も調票を渡しております。そのときに、区域設定を考えながら課題も出てきます。話し合いをすれば、沢沿いの区域をどう入れるかとか、それから道路と山際の面積にならないような田んぼをどうするかとか、いろいろな話も出てくると思うんです。それは地域の主体性をまず大事にしなければならないので、そういうことで町が線引きをすることでは考えておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 各農家の方が意識を持ってほ場整備に取り組まなければいけない。それで上がってきたところを町が面として捉えて、あとは押していくというふうなお考えでよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） はい、そのとおりでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 今後、町としても集落営農と一体に大型ほ場整備を推進するとしておりますけれども、担い手の高齢化等を考えますと集落営農組織は不可欠だと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 今の条件から10年先を考えていけば、まず高齢化で今稲作をしている大きな農業者がいなくなる。それから、生産組織も今70代、80代で組織運営しているところがほとんどなんです。ですから、この世代交代をうまくしていくのには、もう個人の完結農業は無理ですから、考えられるのは集落営農ということで、結論はそういうことです。ただ、大きな農家で、今40代、50代の方が将来ともできるという部分については、そのまま農地集積を図りながら、その大規模農家と集落営農の組み合わせで、集落によってはその形で進めていくことで考えています。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） この大型ほ場整備を進める上で、農地の貸し手それから借り手の双方が納得できるような賃貸料についても少し議論すべきだと思っているんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） もちろん、そのとおりでございます。それについては、実は今、生産調整の廃止、もしくはT P Pについては年内妥結はなくなったようではございますけれども、将来の米価がちょっと不安定な将来像になってきましたので、そういうところも見ながら、実際はその辺の話をするのはほ場整備の重点地区に選定されて、集落でいろいろな話があると思うんですけれども、そこでもしなければならぬと思うんですけれども、一番は、3年間調査期間がありまして、現況調査とか課題解決のための期間がありまして、その3年間の中でそういう課題をしていくというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 農政課長にお伺いします。現在の水田10アール当たりの小作料は、平均で構いませんので、年間どの程度が標準的でしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 今は30キロから40キロというところが多くなっています。それから、契約が5年から3年の契約。先月なんですけれども、利用増進契約の更新をやっていたけれども、5年から3年になっている。受け手側がもう5年はだんだんしなくなってきて、3年の短い期間でというようなところの傾向となっております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 小作料が30キロから40キロ、契約も、これやっぱり担い手のほうが高齢化になっているから3年契約という形になっているのかなと思います。実際、今、土地改良費を負担しながら、それから水利組合では賦課金も負担しながら担い手の方に小作を委託しなければならないという小規模農家、たくさんいらっしゃいます。今回の大型ほ場について、そういった方々は余り前向きな話は聞かないんですけれども、その辺、農政課としてはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 今回は集落の説明会が地区の主な役員さんといいますか、主な関係者の方に集まっていたので、小規模の農家の方の意見については今度の2月の集落説明会のときにいろいろお話をお伺いして、その辺も絡みながら、4月から地区選定をしていくときの参考にしていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 実際、上川名地区なんですけれども、小作をお願いしている側が土地改良区費用として10アール当たり1万円程度、金額を自分で負担して担い手の方をお願いし、

年貢として30キロから60キロをもらっているのが現実なところですよ。そうすると、何のために田んぼを持っているのかわからない。ほ場整備を進める際、小規模農家や委託している農家などが大きな阻害要因になると考えられますが、その辺、町としてはどのようにお考えでございましょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 先ほど年間の小作料10アール当たり三、四十キロが多いという話をしましたけれども、槻木の50ヘクタール、1ヘクタールの区画を持つほ場整備が終わったところでは、60キロの小作契約になっているんです。ですから、その分も加味されて、通常とは違う小作になっております。ですから、そういう仕組みも地域の中で決めていくような、集落営農のこともありますから、そういう意味合いからすれば、地域の中で県の調査期間の中に営農をどういうふうにしていくかというところが出てくるんです、計画をしていく中で。単にほ場整備の計画だけではなくて、そこの地域の営農計画というのが出てきますので、そういうところに貸し手、借り手の小作の条件ですとかそういう部分も、そのときに検討するようなことになっていくと思います。

○議長（加藤克明君） 質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 大型ほ場を進めるに当たって、先ほどの担い手の委託料、双方、貸し手側それから借り手側、双方がメリットになるよう、例えば担い手は賃貸料を最低でも土地改良費、それから水利組合の賦課金を負担できるような仕組みも考えて、今後ともほ場整備を進めてほしいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） そのとおりだと思っています。そうしないと同意のほうも集まらないのではないかと。今回、調査同意なり、同意を求めるときには、小規模農家の考え方が大切になってくると思います。ですから、予定では来年の8月に選定された、例えば上川名地区にですね、上川名地区ほ場整備推進協議会というのが設置されれば、そういう中で、単に町からの説明だけではなくて、そういう協議も徐々に進めていくような形になっていくと思います。

○議長（加藤克明君） 質問、どうぞ。

○1番（平間幸弘君） 最後ですけれども、農政課の皆さんも夜の説明会、大変だと思います。今回、ほ場整備、必ずやり遂げるという意識で、今回の推進に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて、1番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時45分から再開します。

午後2時32分 休 憩

---

午後2時45分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔12番 有賀光子君 登壇〕

○12番（有賀光子君） 12番有賀光子です。大綱2問質問いたします。

#### 1、防災対策について。

ことしは各地で記録的豪雨や竜巻が頻発し、極めて短時間に住宅浸水や土砂災害が起きて、深刻な被害をもたらしました。特に、伊豆大島の土石流による甚大な被害において、地域防災計画はあっても計画どおりには機能しなかったばかりか、避難勧告も発令されなかったことは大きな課題です。計画やハザードマップがあっても、住民の生命や財産を守ることができなければ、ただの紙切れです。台風18号で大きな被害を受けた京都府や滋賀県でも、住民への周知がなされていなかったり、通知メールも大幅におくれた地域もあります。

一方、住民側の課題も指摘されています。避難指示を受けた住民が避難所の場所を把握していなかったり、避難指示と避難勧告の違いを認識していなかった地域もあります。日常的な防災教育のあり方が問われています。

また、災害でも犠牲になるのは、いつも災害弱者と言われる高齢者であり、子供たちであります。改めて要支援者への対応や教育現場での取り組みが問われます。

ことしの相次ぐ災害から、住民の生命と財産を守るため、我が町の防災対策に生かす点は余りにも多いと思います。そこで、伺います。

- 1) 緊急時の避難勧告、災害メールなどの情報伝達のあり方は。
- 2) ハザードマップ、避難態勢など、住民への周知徹底のあり方は。
- 3) 災害弱者と言われる高齢者、特に要支援者への現場での対応は。
- 4) 学校現場での子供の安全確保は。

5) 住民の防災教育、防災意識の高揚は。

## 2、乳がん・子宮頸がん無料クーポンについて。

平成21年度から始まった乳がん・子宮頸がんの検診の無料クーポン事業が、開始から5年目となりました。この事業は、がんによる女性の死亡率を減少させるため、乳がん検診は40歳から60歳まで、子宮頸がん検診は20歳から40歳までの、それぞれ5歳刻みの年齢に達した女性を対象に実施した事業です。その結果、乳がん検診の受診率は平成19年度の24.7%から22年度には30.6%に、子宮頸がん検診の受診率は24.5%から28.7%にそれぞれ上昇しました。

厚生労働省は対象年齢を乳がん40歳、子宮頸がん20歳のみとするクーポン事業縮小の検討に入っていましたが、経過措置として、この5年間で無料クーポンが配布された人のうち検診を受けなかった女性に対し、来年度から2年間かけ、無料で受診できる方針とするようです。そこで、伺います。

1) 柴田町では、利用率を高めるため、未受診者への働きかけとしてどのように取り組んでいくのか。

2) 乳がん検診や子宮頸がん検診で受診率の向上に格段の効果がある「コール・リコール」の導入を。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まずは、防災対策でございます。5点ほどございます。

1点目。町では、大雨、土砂災害等の警戒発令後、速やかに災害警戒本部を設置、対応ができる体制をとっています。警報イコール必ず被害が発生するということではないので、体制が空振りとなることもあります。町民の安全・安心のために、空振りしてでも体制を敷くという方針をとっております。災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるときに町長が避難勧告を発令し、避難のための立ち退きを勧め、または促す行為を呼びかけ、避難誘導をします。

避難勧告などの災害に関する情報伝達には、一つの手段で行うより複数の手段で行ったほうが、より多くの町民に確実に情報の伝達が可能になると考えております。町では、情報伝達の手段としては、防災無線にて区長、消防団へ、さらに地域住民へ、野外拡声装置にて地域住民へ、町広報車や消防車両にて地域住民へ、災害配信メールにてメールアドレス登録者

へ、ホームページにてインターネット利用者へ、携帯電話によるエリアメールにて災害情報を配信し、広報等を行います。さらに、公共情報コモンズを利用して、テレビ、ラジオ等の放送機関からの住民への周知を行います。

土砂災害が発生するおそれのある地区に住む災害時要援護者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう体制の整備等が必要であると考えております。しかし、これも万全ではありませんので、住民みずからも情報の収集に努めていただきたいと考えております。

2点目。柴田町では平成21年3月に柴田町地域防災計画を策定し、洪水時の堤防が破損することによる浸水情報と避難方法の情報を提供する洪水ハザードマップと地震マップを一緒にし、被害への日ごろの備えや心構え等を説明した防災マップとして平成22年3月に作成し、全戸に配布しております。

しかし、防災マップを配布したからといってよいものではなく、町では広報や防災の出前講座や各防災訓練での講話を通じて周知徹底を図ってまいります。しかし、全ての領域を行政だけでカバーすることは困難であることから、町民の皆様が防災意識の関心を持ち、自主防災組織において実施しております訓練に進んで参加していただき、さらに防災意識を深めていただくことが大切なことと感じております。

3点目。現在柴田町災害時要援護者名簿に登録している要援護者は、10月25日現在で731名でございます。不測の災害が発生したときにおいて行政が個々の災害時要援護者全てに避難の支援をすることは、さきの東日本大震災の教訓からも困難と言わざるを得ません。平成24年8月に国より示された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針の中でも、避難行動支援に係る共助の向上として、平時より住民相互の助け合いを促し、避難行動支援等に係る地域体制づくりが重要とされております。

柴田町では、各自主防災組織において災害時要援護者名簿をもとに、災害時要援護者に対し避難のための支援活動や安否確認を行います。実施方法については、各地域の実情に合わせた方法で行われます。また、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、町は平時において避難行動に支援が必要な方の名簿作成を行い、災害が発生または災害の発生のおそれが生じたときは、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を支援関係者に提供することができるとなりました。今後は、要支援者が支援を待っているだけでなく、防災訓練などに積極的に参加するなど、みずから地域の中に溶け込んでいくことも重要であり、その環境づくりに関係機関と協力してまいります。

4点目。学校ではそれぞれ事故や災害に対応する防災マニュアルを作成し、児童・生徒の安全確保のための体制づくりがなされております。このマニュアルをもとに、全ての学校で年2回の避難訓練を実施しています。また、小学校においては保護者への引き渡し訓練など、緊急事態が発生した場合に求められる対応を想定して実施しています。

5点目。防災についての講習会や出前講座、各自主防災組織における水防訓練、火災訓練、震災訓練等や西住小学校を会場に開催した町の総合防災訓練の実施、土砂災害危険箇所及び避難所、避難経路等の点検等の実施により、災害に対する住民の防災意識を高められるよう住民と町が一緒に努めております。

また、ホームページは町民が常時閲覧できる情報提供手段と考えていますので、町の「いざというときに備えて」のページで、災害に関する基礎知識や避難場所等の周知に努めていきます。

また、次世代の地域防災の担い手となる児童・生徒を対象に早い段階から防災教育を実施する必要性が言われており、東日本大震災を受けて策定された宮城県震災復興計画では、児童・生徒の災害対応能力を高める教育の推進を掲げております。これを受けて、宮城県では各公立学校に防災主任が配置され、教職員の防災・減災意識をさらに高めるため計画的に研修を実施しており、また防災マニュアルや防災教育プログラム、防災マップの開発・作成を町防災担当者や地域の方々と一緒に行っており、防災に対する意識を高めてまいります。

大綱2点目、乳がん、子宮がんの無料クーポンについてでございます。2点ございました。

子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン事業は、特定の年齢に達した方に対してがん検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図ることを目的として行う事業であり、その対象となる方は、子宮頸がん検診が20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性となっており、乳がん検診が40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性となっております。

町では平成21年度から国の基準に従って無料クーポン事業を実施しております。町の子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン事業における平成21年度から24年度までの4年間の実績は、子宮頸がん検診受診者数が1,424人、受診率が30.5%、乳がん検診受診者数が1,651人、受診率32.0%となっており、無料クーポンの未利用者数は、子宮頸がん検診が3,245人、69.5%、乳がん検診で3,501人、68%となっております。国のがん検診のあり方に関する検討会の報告では、無料クーポン事業の実績は対象者の25%弱であり、町の現状は国の結果を上回っている状況となっております。

未受診者の掘り起こしは、対象者の状況に応じた効果的な個別受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）が必要であることから、今年度の子宮頸がん無料クーポン事業においてリコールの取り組みを行いました。乳がん検診については、マンモグラフィーなどの検査機器が必要なことや検診委託機関が限られるため現段階では集団検診となっており、再勧奨をするためには検診委託機関との調整が必要となります。今後、さらなる利用率向上に向け、受診行動につながるような啓発活動や検診体制の充実を行ってまいります。

2点目、国のがん検診のあり方に関する検討会では、個別受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）は受診率を10%から20%上昇させる効果があり、受診行動につながる普及啓発等を組み合わせて実施することが重要であるとされています。効果的にコール・リコールを実施するためには、検診時期、受診方法などの検診体制の見直しが必要となってきます。今後、検診委託機関との調整を図りながら、無料クーポン対象者、一般の対象者へと受診率の向上のためのコール・リコールに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（有賀光子君） 緊急時の避難勧告のほうで、区長や野外拡声器のほうのお話がありました。この野外拡声器は、町でどのくらいあるのか、あと前の地震ではどういうふうになったか、もう一度詳しく教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 野外拡声器につきましては、柴田町では17基ございます。

我が町の野外拡声器は、下に行って、それで電源を入れて拡声するものでございましたので、電気が入っているうちは拡声で放送ができたのでございますけれども、停電になった以降は、残念ながら拡声で放送はできませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 地震3.11のときは活用しなかったということですね。それについての今後の検討はしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） それで、幾らかバッテリーでもつ部分がありまして、それもせいぜい二、三時間ということでございます。あと、今、この前もお話したJアラートと直接つながっておりませんで、手動で行わなければならないということがありますので、それを行く行くは同報系に直して、基地局からできるようにしていきたいと思っておりますけれども、

ども、なかなか金額的なこととか工事のこととかありまして、今のところ進んでいない状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） ちょうど公用車のパトロールのほうでお話があったとき、近くの方は聞こえたかもしれないんですけども、山のほうが全然そういうのが伝わらなかったということで、拡声器のほうをぜひしっかり、全町に聞こえるようにやってほしいという要望がありましたので、これからの検討をよろしく願いいたします。

あと、平成24年の3月の定例会で私、防災のほうの一般質問で、女性委員、防災会議の女性登用ということで質問させていただきました。そのとき、平成20年度の防災会議のメンバーは条例上は28名になっているが柴田町では21名という形になっているということでしたけれども、現在は何名でしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 昨年のお話のそのときは、1号から7号までで、町長をまぜて21名と、そして今度8号の自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命することができるということで、その分が入りまして、全体として委員の定数は25名以内とするということになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） では、全体としては25名ということでもいいんでしょうか。そのうちの女性は何名いらっしゃるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 昨年答えたので防災会議は平成21年の3月が最終で、それ以降開催しておりませんという答えがあったと思うんですけども、今後はその8号のところに女性の婦人防火クラブとか、あと民生委員、男女共同参画推進審議会委員とか、そういう方々を含めて25名にして、女性の意見を取り入れた委員構成にしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 今何人かということです。

○危機管理監（小玉 敏君） 今までの方々が20名なので、25名までの間、三、四人を女性の委員さんを入れて運営をしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 前の質問のときは、町長が任命するというので、職員が任命できるということで2名を入れたいというお話があったんですけども、その方たちは入っていないか

ったということですか、今まで。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 職員につきましては、防災にかかわる部署の職員を予定しております。今のところ、防災にかかわる町の課長級では女性の職員がおりませんので、今のところは男性になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） では、今後は条例を改正して、新しく婦人防火クラブ、民生委員、男女参画から入れるということで、国としては2015年までには30%の女性をとというふうになっていきますけれども、柴田町でもそのようにしていくのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） いろいろなところで女性の委員をとということがあります。この防災会議においても、できる限り、専門性もございましてけれども、女性の委員をできるだけ多く取り入れて、意見を反映させたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） この前、NPO法人のイコールネット仙台の宗片恵美子代表理事の方から、防災に女性が大事だということでお話をお聞きしました。防災会議など意思決定の場、ここが一番大事だということで、この中に女性委員をふやすということは本当に大きな意味があると思いますと言われております。この宗片さんは東日本大震災を経験して、女性たちの声を届ける女性が必要だということを実感いたしましたということで、3月11日の午後ちょうど2時40分の時間に、働き盛りの男性は地域にはほとんどいなかったということでした。だから、女性たちが地域を守らなければいけないと女性自身が実感したそうです。そういう意味でも女性たちの声は重要だと思うということで、今後、この意思決定の場にしっかり入れていただいて、今まで抱えた困難、いろいろな問題が、特に女性の問題が、避難所のほうからいろいろな声が出ていますので、できればしっかり30%、3割の女性を取り入れるようにお願いしたいと要望しますので、もう一度お聞きします。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 本当に震災のとき、男性が働いている。そういう意味で、町の婦人防火クラブも大変、自分の家を守るということで、婦人防火クラブの方々にも大変な活躍をしていただいておりますし、あとやはり会議で男が中心だったということが多々言われております。炊き出しだけが私たちの仕事ではないと女の方々からも言われておりますので、

やはり女性の目で避難所の問題とかも、よりよいそういう施設にしなければならないし、進め方についても十分取り入れていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 先ほど、これからの実施、経験が大事だということで、これもこの前の一般質問でさせていただいたとき、避難所の運営訓練のほうでハグの質問をさせていただきました。これが今避難所の体験ゲームということで、各地域で結構やっているということで、このお話をしたときは、もう少したったら検討していきたいというお話がありましたけれども、その後、町ではどのようになっていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 各防災組織も、毎年2回行っている箇所とか、あと机上だけで済ませているような箇所もありますので、なるべく多く、私たちが防災訓練のところに行きまして一緒に、こういうときはこうしようと言いながら一緒にまざってやって、この前ですと9A区のほうの防災訓練が新聞等にも出ましたので、そういうPRなども、先進的などころのPRとかも努めて、全体の底上げをできるようにと思っております。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は、男女共同参画事業の中で、女性の視点からというように避難所運営のワークショップを11月に開催させていただきました。その中で、今回の震災の体験を踏まえまして、女性の視点がただただ足りないというような意見発表とまとめ方をさせていただきました。当日は男性よりも女性の方が多く参加されて、各行政区から参加していただきました。それを今後は自主防災、自分の行政区の中に行って展開していただくというような形の意識確認もさせていただいております。そういうようなところで、まず地域の防災については女性の視点での運営を十分に活用するようなところで、地域のほうへの啓発、そういう情報提供は、先月行ったところです。

ただ、今後ともやはり男女共同参画事業の中で女性の視点の充実が計画の中にありますので、これもたびを重ねるといふか実績を重ねるような形で、いろいろな事業を展開していきたいと考えております。特に防災・減災が新たな男女共同の計画の中に入れられているものですから、その計画の実施に向けては、まちづくりのほうとしても毎年のような形で計画を実施していきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今後しっかり計画を立てるといふことです。

それで、現在は32行政区で自主防災組織が全てなっているということですがけれども、現在の32行政区、先ほど土手内6 A区のお話がありましたけれども、各地域のばらつきはないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 自主防災は42の自主防災、42区でございますので42の防災組織がありまして、先ほど答弁したように、春・秋2回訓練をされているところと、あと安否訓練だけのところとか、あと放水訓練とか、あと紙を回して確認をしているようなところと、その地域ごとにさまざまな、まだばらつきがありますが、9 Aのような大々的にやっているようなところを皆さんにもお知らせして、そういう先進的なところを皆さんでも少し学んでいただいて、全体のレベルアップというか底上げをしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） その後方支援としまして、実は地域計画の中で、各行政区で防災マップの作り方がわからないというような課題が提供されてきておりました。ことし、その防災マップをもう先進的につくっている行政区を講師というかモデルとしまして、各行政区でつくりたいというように事業計画を上げているところについて、率先してその辺の支援をしていこうというようなところで今進めているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 先ほど課長のほうから6 A区の河北の新聞にも載ったということで、そこは前々からきちんとやっていて、障がい者の方も誰が隣近所で面倒を見るかとか、そこまできちんと決めてやっているそうです。そういう意味でも、先ほどの要支援者のあれも今度国のほうでも変わってきちんと、これも市町村で把握しなければいけないということで、先ほど要支援者の登録731名とありましたけれども、これは比率として何%になっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 平成25年11月現在で、全体で1,157名のうち731名ですので、63.2%の方々が登録していただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 現在は63.2%ということですがけれども、今後、これを進めていくようにはしていくんでしょうか、町では。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

今、63.2%の登録率ということをお話し申し上げました。この対象者数の見方なんです、身体障害者手帳の2級以上、療育手帳A判定、寝たきり高齢者ということで介護保険4以上の方の人数を合わせたものが1,157人ということで、お一人で自立して避難が困難な方という捉え方をしております。これについては、登録されている方731名なんです、それ以外の方も不安のために登録されている方もおりますので、その方々含めた数字が731。年々ふえてきております。例えば3年前、平成23年ですが、682、24年が722、今回731ということで、若干ずつではあります、ふえてきております。

名簿については、更新といいますか、その都度、状況が変わります。ですので、毎年7月ごろに登録されている方に通知しまして、異動があるかどうかの確認と、また私のほうとしては亡くなられている方がおるかとか、そういうことで、また新規に登録に申し込まれている方等々で名簿の更新作業を行いまして、10月に入って、関係機関、消防、民生委員、また自主防災組織にこの名簿を提出している。

柴田町の登録のやり方といいますか方式なんですけれども、手挙げ方式、こういう制度がありますよということで申請していただくことと、あわせて同意方式ということで、例えば福祉課の窓口で障害者手帳を交付するとき、また介護保険の認定をするときに、その制度の説明を行いますし、民生委員がひとり暮らしの高齢者の方の訪問、実態調査を毎年3月にやっているんですが、その際、心配な方に声がけすること、いわゆる同意方式、この2つの方式で対象とする方に登録を勧めているということです。

ただ、大震災の後にはぐっとふえたんですが、去年、ことしと人数はふえているんですが登録率が若干下がりぎみということもございます。同意、声がけに心がけていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） これ平成24年の新聞なんですけれども、要援護者対策の災害時の全体計画策定が54.3%で、県内35市町村で、個別計画というのが柴田町はまだ入っていないんです。ちなみに、塩竈市、多賀城市、登米市、大河原町、丸森町、大衡村、美里町が上がっているんですけれども、それ以外はなっていないんですけれども、その後、柴田町では個別計画はやっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 全体計画につきましては、国のガイドラインを受けて柴田町災害時

要援護者支援手引きということで、これを平成19年度に作成して、登録制度をスタートさせているわけです。これを受けて、登録者の名簿について自主防災組織に送付するわけなんです。自主防災組織が実際の日常的な支援なり訓練も含めて対応するというので、個別支援計画については自主防災組織の中で、Aという要支援者に対してだれそれさん、だれそれさんという役割分担、そして避難ルート、避難場所等を、その自主防災組織として個別支援の計画プランニングをしてもらおうということをお願いしているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 各地域で自主防災組織の中でお願いしているということですが、それは全地域の自主防災がなっているということですか。たしかこの前、5つと言ったような感じがしたんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 各自主防災組織で要援護者までマップリングしているのが5つの自主防災会でございます、あとの地区はそこまではまだしていないと思われま。

○議長（加藤克明君） どうぞ。

○12番（有賀光子君） 私、7A区なんですけれども、7A区は要援護者のほうに名前ではなくてシール、赤いシールとか張って、この方たちは援護が必要だということを張ってありますけれども、そういう目で見えてわかるということも大事ですので、そちらのほうも今後推進していくということによろしいですね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） あと、ちょっと問題なのは、お名前をそのまま出してよろしいのかという部分がありまして、あと先ほど来、福祉課からいただいている名簿も、どなたまで見せてよろしいのか、開示してよろしいのか、そういう部分がありまして、その地区によっては区長さん、民生委員さんだけでとめている自主防災もあるように聞いております。いざ避難するとき自主防災の方々が主となりますので、区長さん、民生委員さん、あと自主防災の方々と連携をとっていただいて、一人でも助けていただければと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 載せなくても、各地域でしっかり、みんなで話を、地域であれするというのが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、学校のほうで、平成24年4月1日から、柴田町でも小中学校に防災主任を置くことが制度化になりましたけれども、その後の防災主任の役割というか、それを教えてください。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 防災主任は各学校に1名ずつ配置になってございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） どのように学校で働きというか、いろいろな対策をやっていると思うんですけども、いろいろな防災に参加して決めているということですか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 各学校では、先ほどの答弁にもありましたように、防災マニュアル、避難訓練等につきましたの実施訓練についての想定とか、事業実施について担当して、それぞれの子供たちに指導しているということになってございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） こちら、防災主任として宮崎市のほうの例なんですけれども、これも新たに防災主任を小中学校に配備して、地震や津波だけでなく火災とか風水とか、あらゆる災害にリーダー的な存在となることを目的としております。そして、それが学校だけでなく町のほうにも加わって、そして大変皆様から喜ばれているというふうに書いてあります。そして、まず自分の命は自分で守る、守った命でほかの人も守ることができる子供たちの育成を目指していると書かれておりますけれども、そういうのはすごく大事だと思いますので、柴田町でもそのように取り組んではいかがでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 各学校の防災主任の先生が、総務課のほうの危機管理監のほうで担当するいろいろな防災の会議とか、そういう情報を共有する場面には出席させていただいて、町とともに進めているという状況でございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 12番（有賀光子君） しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- 次に、無料クーポンのほうに入らせていただきます。
- 現在、国で検討しているこの5年間の無料クーポンの子宮頸がんと乳がん検診、配布されて検診を受けなかった方が再度受けられるようになりますけれども、その再度の対応、どの程度把握していますでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（宮城利郎君） このことにつきましては、実は検診委託機関のほうから、国の

ほうで、議員の質問にありましたとおり、無料クーポン券の未利用者に対して、受診率低下を防ぐために、来年度から2年間かけて改めて無料クーポン券を配る方針であるという新聞報道が11月末にありましたよということでお知らせがありました。それで、県を通じて国に問い合わせをしたんですが、女性の支援施策としましてクーポン事業の見直しを盛り込んでいくというような内容でした。ただ、具体的な内容につきましては現在検討中でありまして、無料クーポンの未利用者へのクーポンの再配布、それが含まれる可能性があるというものです。ですので、改めて個別受診勧奨を行うことになると思っております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 今年度の子宮頸がんの無料クーポンの事業は終了しておりますけれども、このクーポン券利用者数の状況を教えてください。今年度の。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 平成25年度のクーポンの対象者、利用者、受診率の関係ですけれども、今年度の対象者は1,130人でした。利用者数は358人ということで、受診率は31.7%となっております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） クーポンが始まる前までは20%前後、二十四、五%、それよりはかなり効果がある。31.7%になっているということは、結構このクーポンも効果があると思います。そして、中には今年年代別にどのような受診状況になっているか。特に20歳の若い世代が低い状況になっているので、教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） お答え申し上げます。

25年度のそれぞれ20歳から申し上げます。20歳が、対象者195人、利用者34人、受診率17.4%、25歳が、対象者205人、利用者52人、受診率が25.4%、30歳が、対象者226人、利用者82人、受診率が36.3%、35歳が、対象者243人、利用者103人、受診率42.4%、40歳が、対象者261人、利用者87人、受診率33.3%となっております。

20歳それから25歳につきましては、事業開始以来、低い受診率となっております。特に20歳につきましては、事業開始されて以来10%台という状況になっているところです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 町長の答弁の中で、国の報告で無料クーポン事業の実績、対象者の25%

弱とありましたけれども、これは子宮頸がん、乳がん検診でしょうか。わかれば詳しく説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 申し上げます。平成25年8月にがん検診のあり方に関する検討会の中間報告が国のほうからありました。その中で申し上げますと、無料クーポンの利用率ですけれども、子宮頸がん検診では、平成21年度が21.7%、平成22年度が24.6%、平成23年度が23.4%、それから乳がん検診では、平成21年度が24.1%、平成22年度が23.7%、平成23年度が24%ということで、25%弱という表現をさせていただきました。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 子宮頸がん無料クーポンの未受診者に対して再度、柴田町では6月の会議のほうで勧奨を考えるとということで、9月から実施をしたと先ほどお話ありましたけれども、どのように実施したのか教えてください。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 子宮頸がんの無料クーポンの対象者の関係ですけれども、6月から10月までの5カ月間、医療機関における個別検診で実施をしております。今年度は8月までの未受診者に対しまして、はがきによりまして再受診勧奨の通知を検診終了の1カ月前の9月に送付しております。

内容は、検診期間が残り1カ月になりました、期間内に忘れないで受診してくださいというような内容でした。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） はがきでしたということですが、再度、受診率の向上にはつながったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 先ほどお答えしましたように、今年度の受診率の関係は31.7%でした。24年度が31.5%ということで、全体ではほぼ同じ受診率という状況でしたけれども、年代別で見ますと、30歳の24年度の受診率が30.6%、今年度が36.3%ということで、この年代の未受診者に対しては効果があったのではないかと考えております。

それから、再受診の勧奨後の10月分の受診の状況ですけれども、それにつきましても、平成24年度が93人で26.4%に対しまして今年度が119人、33.2%ということで、約7%ほどの伸び率が見られておりますので、再受診勧奨の一定の効果があったのではないかと考えておりま

す。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 子宮頸がんのほうはコール・リコールして再度したということで、乳がん検診のほうはできないということで、今後、乳がん検診のほうの見直しが必要ということで、現時点ではどのように見直しを検討しているか、教えてください。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、乳がん検診につきましてはマンモグラフィーという特殊な検診車で集団検診で実施しております。例年1月ぐらゐの実施なんですけれども、これにつきましても、子宮頸がん同様、委託検診機関のほうで集団検診を実施しているわけなんですけれども、これは医療機関のほうで個別に受診できないか、その辺、検診日程のほうを追加して実施を考えていきたいというふうに今考えているところです。今調整中ということです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 未受診者がこの2年間、再度コール・リコールをして、ぜひ受けていただくようにということで、国のほうでは50%の方が受けられるようにというふうに目標を出していますので、できればはがきだけでなく電話とか、そういう考えはないんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 電話の関係ですけれども、先ほど未受診者の方、5年間でかなり多い人数でした。なかなか電話というのは難しいなと考えておりますので、はがきなり通知文書なりで対応していきたいと考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○12番（有賀光子君） 前、吉田議員のほうからも、このリコールのほうの、各地域でもやっついて、かなり上がっているというお話がありました。今回もせっかくこういうチャンスをいただきましたので、ぜひ皆さんがまた受けられるように再度お願いして、質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（加藤克明君） これにて、12番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

16番我妻弘国君、質問席において質問してください。

〔16番 我妻弘国君 登壇〕

○16番（我妻弘国君） 16番我妻弘国です。大綱2点、お伺いします。

1 番目、**気になっていた教育問題について。**

1) 漫画「はだしのゲン」について、教育委員会ではどのような議論がされたのか。

作家中沢啓治は、原子爆弾が広島に落とされたときから、出会った、そして目撃した全てについて、漫画を通して被災した人々の悲惨な生活を読者に訴えています。ところが、この本の中に旧日本軍がアジア諸国の人々に行ったとされる残酷な行為の場面が含まれているとの理由から、松江市教育委員会が自由に閲覧できない「閉架」にしました。しかし、閲覧制限は、批判の高まりを受け撤回されました。現在、柴田町では町図書館と一部の学校図書館に「はだしのゲン」という漫画を所有し、誰でも自由に閲覧ができます。柴田町教育委員会では、この問題についてどのような議論が交わされたのかお伺いします。

2) いかがでしたか、全国学力テスト結果。

ことし4月に実施した全国学力テスト結果の町の平均正答率については、何ら公表がされておられません。以前、定例会と同じような一般質問をし、そのときは全国的に見ても遜色ないくらいで心配ないような教育長からの回答がありました。今回、宮城県の小学校の部では全国47都道府県中37位で、中学校は全国で28位でありました。県教育委員会は、小学校の点数が悪かったことから対応策を発表しておりました。どんな対応策であったのか、また柴田町の試験結果はどうだったのか。教育委員会が公表することで対応策も期待できるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3) これからの小学校英語について。

2020年まで小学校の外国語活動としている小学校英語の開始時期を現在の5年生から3年生に前倒しし、5年生からは教科に格上げ、早い時期から基礎的な英語力を身につけさせ、グローバルで活躍できる人材を育成するための実施を目指すとあります。授業は3・4年生で週一、二回、5・6年生で週3回実施し、5年生からは検定教科書を使用し、成績評価も導入するとあります。基本的には読み書きで現在の中学校の内容を取り入れると言われておりますが、今後町の対応を伺います。

2 点目、**イノシシの被害防止をどうする。**

実は前回もイノシシのことをしたんですけども、この間、葉坂にリンゴを買いに行きました。庭先にリンゴが山積みになっていましたが、留守で、残念ながら空戻りとなりました。再度、日を改めて訪問し、リンゴ畑で収穫していたその住人にぜひ売ってくれるようお願いしましたが、実は天候不順で出荷できるようなリンゴにならなかったもので、飼料にすることでした。さらに、一度このようなリンゴを売ることによって葉坂のリンゴはおいしくない風

評が立ち、来年の販売に影響が出て心配で、安くして売ることもできないとの返事でありました。

それでも何かお手伝いできることがあればと再度お伺いしましたら、実はイノシシにリンゴがやられて大変だと。イノシシばかりでなくて鹿もいると。よく聞いたら、鹿は、例えば千葉県にいるようなキョンとか、そういうのかなと思ったら、実は違くて、天然記念物の鹿がありました。

そのようなイノシシ被害について、実は想像以上にイノシシがふえているのではないかと。ふえていけば、作物の被害ばかりでなくて住民に被害があるのではないかと、被害の度合いが高くなるのではないかと、こんなふうを考えました。

2点目。ジャガイモ、サツマイモの根菜類ばかりでなく、稲、トウモロコシ、リンゴなども壊滅的に荒らされ、収穫ができない。一度学習すると毎年来るようなので、電気柵などで侵入防止を考える必要があると私は思いました。

3点目。町ではおりで捕獲をしておりますが、捕獲頭数を十分と考えているのかどうか、これもお伺いしたいと思います。

そして、元職員の方にイノシシ対策どんなふうに行ったらいいたろうね、私らも聞いてみたいと思いましたが、角田、丸森が我々のほうより進んでいるので、そっちのほうに行って調べたらどうですかということなんですけれども、どのような対策が有効なのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、教育長、2問目、町長。

最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱1問目、気になっていた教育問題についてお答えをいたします。

1点目、漫画「はだしのゲン」について教育委員会ではどのような議論がなされたかについてですが、柴田町教育委員会として漫画「はだしのゲン」について議事として取り上げて協議したことはありません。現在、町内9校中7校の図書室と1校の職員室に置いてあり、児童生徒への閲覧や貸し出しを行っております。表現や内容を理由として閲覧制限をしていることはありません。保護者や町民の方からも各学校での取り扱いについてこれまでご意見やご要望はありませんが、今後学校や教育委員会にご意見等がある場合には、教育委員会として議論が必要と考えております。

2点目、いかがでしたか、全国学力テストの結果についてですが、初めに今年度の全国学力テストの結果を受けて県の教育委員会はどんな対応策を発表したかについてですが、県教育委員会は10月2日に、精神科医、有識者、教育関係者、PTA代表等で構成する学力向上に関する緊急会議を開催し、学力向上に向けた5つの提言を発表しました。提言の内容は、1つ、どの子供にも積極的に声がけをするとともに子供の声に耳を傾けること、2つ、子供を褒めること、認めること、3つ、授業の狙いを明確にするとともに授業の終末に適用問題や小テスト、授業感想を書く時間を位置づけること、4つ、自分の考えをノートにしっかり書かせること、5つ、家庭学習の時間を確保することの5点でした。

次に、柴田町の試験結果はどうだったのかについてですが、小学校は全国の平均正答率をやや下回り、県の平均正答率をやや上回っています。中学校は、全国と県の平均正答率をやや下回っております。なお、全国平均と県平均をともに上回った小学校が6校中3校あります。また、大河原教育事務所管内の平均を上回った小学校は6校中4校となっております。中学校は、全国平均を上回った学校はありませんが、県平均を上回った中学校は3校中1校です。管内の平均を上回った学校は3校中2校です。

次に、教育委員会が公表することで対応策も期待できるのではないかについてですが、町全体の結果の公表については、平均正答率の定義でありますとか意味が複雑でわかりにくいものですから、平均正答率の数値を公表するよりも、ただいまの答弁のような説明の仕方のほうが町内小中学校の学力の程度についてご理解いただけるものと考えております。

なお、教育委員会が各小中学校の結果を公表することは、現行の文科省の実施要領では禁止されております。

3点目、これからの小学校英語についてですが、小学校5・6年生の英語の教科化につきましては、担当教諭の英語の指導力が課題となるのではないかと受けとめております。英語科の相当免許状を有しない教員が指導する場合も想定されることから、学校現場にも戸惑いがあるのも事実です。2020年度からの実施ということですから、今後、国や県が行う小学校教員を対象とした英語科指導法研修会等を積極的に活用したり、町内中学校の英語科授業の参観や小学校教諭による中学校の英語科授業の参観や小中合同の英語指導研究会、あるいは教育事務所の指導主事による学校訪問指導の要請など、教育委員会としての支援策を具体的に検討して準備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 次に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） イノシシの被害防止、4点ほどございました。

1点目。イノシシの被害については、ここ二、三年で急激にふえ、農作物被害の連絡や目撃情報が多数寄せられるようになりました。平成25年4月以降寄せられた情報は、タケノコやバレイショ、水稻など農作物被害16件、目撃情報25件となっています。イノシシは本来臆病な動物で、人間を襲うことはめったにありませんが、住宅周辺や学校周辺からの目撃情報もあることから、イノシシへの対応についておしらせ版等により注意喚起を促してまいります。

2点目。イノシシ対策として、山と農地境の草刈りを徹底する生息地管理の推進、箱わななどの設置による個体数調整、防護柵等の設置による被害防除が挙げられます。農作物を守る実効性の高い対策は防護柵等の設置であることから、9月会議で柴田町農林作物鳥獣被害対策事業費補助金を提案し、補正予算75万円を認めていただきました。電気柵を含めた防護柵等の設置にかかわる経費の2分の1以内、限度額10万円を助成するものです。これまでに5件の申請を受けております。町としましては、今後も継続して事業を実施し、農産物の被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

3点目。現在、柴田町鳥獣被害対策実施隊員10名の活動により、全14基の箱わなを町内の農作物被害や目撃情報が多いところを中心に設置して、個体数調整に努めています。11月末現在で30頭を捕獲、駆除しました。しかしながら、被害や目撃情報が後を絶たないことから、生息域がますます広がっていると思われるため、箱わなを増設し、対応を強化したいと考えております。また、来年度、捕獲奨励金や箱わな設置の狩猟免許有資格者の増強策も検討してまいります。

4点目。角田市坂津田地区では地区内水田農家30名による地区鳥獣害対策協議会を設立し、集落全体の水田に区画ごとに電気柵を設置する事業に着手しています。地区が一斉に取り組むこのような活動は防除効果が高いことに加え、国の支援策も受けられます。町でも5月に国庫事業である鳥獣被害防止総合対策事業について紹介したところ、3名の共同による1件の申請があり、電気柵を設置しております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 我妻弘国君、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） まず、「はだしのゲン」についてであります。ちょっと嫌な言葉を言わなければなりません。それは勘弁していただきまして、きのう、このことについて議長

と局長に相談したら、やはりきちっと話していただきたいということなので、あえて「はだしのゲン」については死語、今はもう使われていない言葉なんですけれども、そういうのが載っているんです。それを子供たちにどういうふうに説明されているとか知っているのか、そういうのを伺います。

まず一つ、再度確認をしたいんですけれども、学校のほうには、先ほど何校にあると言われましたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 学校には9校中7校の図書室に「はだしのゲン」が置いてありまして、1校につきましては職員室で管理しているという状況でございます。あと1校については全然置いていないという状況でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 7校にあるということですが、これはいつごろ買われたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 購入時期までは調べておりませんでした。私、たまたま東船岡小学校に行ったときにその図書室を見たときには、寄贈いただいていた「はだしのゲン」もございました。それは英語版だったんですけれども。それが上下で2冊ありました。そのほかに、通常の漫画の「はだしのゲン」がありました。大変申しわけないんですけれども、購入の時期は確認しておりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 実は、私も、新聞で話題になったものですから、どんな内容なのかなということで柴田の図書館に行って借りてきました。ところが、いつ行ってもなかなか、予約がないととれないんです。そのくらい人気の漫画本です。柴田の図書館では、ことし購入したということなんです。

司書さんがいたので、今からお伺いします、司書さんはこれを子供さんたちにどのように紹介しているんですかと。そうしたら、実はと。子供の漫画本のほうには置いていないんだと。大人のほうに置いてありますと。ああ、ということで。それでは私に……。本を読んだ人はわかるんですけれども、わからない人は……。本を見たことない人はわからないですよ、あの中身が。私がさっき冒頭に嫌な言葉を言いますと。実は、そこに戦後の、我々が小さいとき、柴田町にもおりました。「パンパン」という言葉が出てきたんです。学校で子供たちは、私たちの孫みたいな小学校の子供たちですから、これをどんなふうに理解している

んだらう、どんなふうに教えているの、学校の先生はと。司書さんに伺ったら、わかりません、私と。その言葉自体がわからないんです。どういうふうに教えられているのかお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） パンパンという言葉自体については、恐らく今の若い先生方もわからないのではないかと思います。せいぜい我々世代なのかなと思いますので、実際に子供に指導しているということは多分ないのかなと。ただ、歴史の授業のときに中学校なんかは先生方たくさんいろいろな資料を使いますので、そういった中に紛れ込んでいるということはあるかもしれませんが、それを取り上げているかどうかは把握はしておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 質問があったときどのように答えているかという私の質問なんです。全然質問なかったということによろしいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 子供から先生が質問されたらという意味なんでしょうか。（「そうです」の声あり）であれば、多分先生方も例えばインターネットで調べるとか、いろいろなことを調べながら答えると思います。ただ、その答え方はストレートに答えるかどうかはわかりませんが、少なくとも質問があれば子供たちにそれなりの指導はすると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 読んでみますと、私も自分の子供のころを思い出すようなシーンがいっぱい出てくるんです。けんかの仕方とかなんかもありますし。ああ本当にそうだったかと、本当にそう思います。あの本を見ると、我々もこういうことがあったんだけど、子供に聞かれたら、これどう答えたらいいんだらうかと、本当に心配しております。先生方も大変じゃないかと思うんです。今、柴田町の図書館では大人しか借りていないようなんです。だからそれはいいんですけれども、子供がこれを見て「これ何よ」と言われたときに、教え方を一つ間違えると大変なことになるので、そこら辺きちんと、教育長、一応会議で出させていただいて、対応の仕方を考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、実は常任委員会のほうで学校回りをしてまいりました。それから、監査のほうでも学校を見てきました。そして、校長先生からいろいろとお話を伺ってまいりました。すばらしい先生方の努力ということについては私もすごいなど。一つ、船迫の中学校で説明を受けたんですが、そこにFノートというのがありました。ああ、このノートはいいなど。私も

こういうノートがあれば、もしかしたらケンブリッジかそっちのほうに行けたのかなと、こう思うくらい素晴らしいノートであります。このノート……

○議長（加藤克明君） 我妻議員、間もなく4時ということになりますけれども、このまま会議を続けますので、ご了承願います。済みません。

○16番（我妻弘国君） 教育長、このFノート、いろいろな学校でいろいろなふうにはやってはいらっしゃるんですけども、このFノートというのは非常に私は効果があるのではないかと。これはやはり柴田町の学校に広げるべきではないか、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 船迫中学校の濱須校長が大変喜ぶのではないかと考えております。校長会でその旨を伝えて、紹介をさせたいと考えております。ただ、各中学校が今お話しのようにそれぞれに工夫してやっていますので、強要するのはちょっと難しいかもしれませんが、参考にするといいですか、いいところをとってもらおうという趣旨で紹介をさせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 2点目は、夏休みの補習を伺いました。約10日から2週間ぐらいやっていらっしゃる。ほかの学校でも恐らく同様の取り組みをされている。同僚議員も、お金がある子供は塾に行けるけれども、ない子はどうするんだということで、学校での補習を今からもっともっとやっていただければと、こういうふうに言われていましたけれども、私もそのとおりだと思います。ぜひ、全学校で補習を取り組んでいていただきたい、こんな考えを持っております。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） ただいまのお話は、例えばサマースクールとか、各学校で子供たちの任意に、希望する子供を集めてという補習のほうなんですけど、そのことでよろしいのでしょうか。これについては、できる限り拡大するように、充実するように、持っていきたいと思います。

ただ、一つだけネックになっているのが、学生さんの協力を得るものですから、そのほかのボランティア的にお手伝いいただく人もいるんですけども、主力は学生さんなんです。一番当てにしているのは実は仙台大学なんですけど、仙台大学の学生さんは夏休みになると、全国から集まっているので、皆さんもう既にはいないんです。それで結果的には福祉大とか宮教

大とかというふうには仙台のほうからお願いしているんですが、そういったことで、ちょっと人手不足というところもあるんですが、できるだけ頑張ってお集めをして、充実してまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 3点目は、校長は子供たちにプライドを持たせたいと。仙南一の中学校であると。あの話を聞いて、ああ、すごいな、これはいいなと思いました。プライドづくりですね。卒業して、私は船迫中学校を卒業しましたと自慢できる、そういう学校にしたいと。そうするには、やっぱりそれなりの努力が必要なんですね。ますます頑張ってくださいと思います。そして、このプライドづくり、各学校にやはりこれも広めていただきたい。最終的には、これが日本人であるということを誇りに思える、そんなところまでいくんです。私も海外に行ったときに、日本人ということで、ああ、俺本当に日本人でよかったなということを何回も思いました。日の丸を見て、ああ、これはやっぱり日本だなと。外国で日の丸を見たりなんかすると感激するものなんですね。プライドづくり、これもお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 昨日もご質問に答弁したところですが、日本の高校生の意識調査のことでお答えしました。データをちょっとお話ししたわけですが、日本の子供たちは自信がない、誇りを持っていない、自分はだめな人間だとする高校生が、米中韓は40%前後なのに日本は80%、高校生ですね、そういうふうになっている。どうしても自信がない、誇りがない。そういったことが非常に子供たちの学習意欲もそいでいるというところもあると思いますので、船迫中学校のほうでさまざま取り組んでいるような形で、例えば被災地支援もそうですし、例えば山元町に行って仮設住宅を子供たちが掃除をしてくるとか窓拭きするとか、そういったいわゆる志教育、自分が社会の役に立っているんだと、そういう思いなどを育てながら子供たちに自身を持たせる、誇りを持たせる、そしてまた郷土への愛郷心といいますか、そういったところも育て、そういったところを大事にしていきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それから、各学校に行きまして、どの先生方も言われたのが司書です。大変助かったと。今から司書さんに来ていただければ、もっともっと試験の結果もよくなるだろうと。試験問題A、Bとありましたね、Bのほうの読解力、これは国語ばかりでなくて算数もあるんです、何を言わんとしているかということで、司書さんがもっといけばいいな

ということでありました。同僚議員に期限つきで2人の司書をこしは予定しているということでございますが、各学校に要請された場合、マックスどのぐらいの試算を考えているのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今現在、時給が930円で月116時間以内の臨時学校図書館秘書さんで、その12カ月という計算になりますので、たしか124万円ぐらいになるかと思うんですけども、ですからその9校ということになれば、6小学校3中学校となれば、その9人分となるのかなと思えます。マックスで全員を各校に配置すれば。

ただ、これも今回の議会の一般質問でお答え申し上げましたように、平成25年度では船岡小学校と船岡中学校に今配置をさせていただいているんですけども、来年に向けましては生涯学習課、そして町の図書館のほうと協議をさせていただきまして、町図書館の所属という形で各学校に支援をできる、そういう仕組みをまずは構築していこうということで、26年度からはスタートさせたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 期限つきの司書さんということなんですけれども、1点目の「はだしのゲン」の閉架になった理由、実は司書にもあるんです。これは、正規の司書でないとだめなんです。正規の司書がいないと、いろいろな研究会に行けないんです。研究会に行けないから閉架になっちゃったんです。そういう問題があります。ぜひひとつ頑張って、正規の司書を採用するような考えをぜひ持っていただきたいと思えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 正規の司書、そういう人材を充実したいのはやまやまでございますが、何回も答弁しているように、正規の司書を1人雇えば済むという問題ではなくて、恐らくだんだんにふやしていかなければならない。片一方では正規の保育士さんが雇えないというような状況でございますので、来年は任期つきの司書ということで対応させていただいて、国からの消費税の伸びで歳入がふえて予算規模が大きくなって経常経費が下がるような状態であれば、次に人材育成ということにいくのではないかと考えております。今の経常経費で職員をふやしていくということになれば、恐らくほかの事業が相当おくれるということでございますので、バランスを見ながら、まずは収入をふやした中で対応していくと。当面は任期つき職員の対応でいきたいと。それから、1人ふやすんでしたね、学校司書関係。そういうことで、徐々に対応していきたいと今のところ思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それでは最後に、司書さんの話も今したので、司書と一緒にビブリオバトルという授業があります。ご存じですか。ビブリオバトル。実は、本の紹介をしながら、子供たちが本の紹介をして、私はこの本がよかったよとか、こういうのを読むべきだとか、そういうことを授業に、学校の行事に入れてもいいです。学校行事としてそんなことを入れてもいいし、教室でそういうことをやってもいいし。そうすることによって、読書というのが冊数もふえていく、そしてこういういい本を読んでいただくとか、そういうことを考えていくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 各学校でも読書の時間というのは設定して、朝読書とか、そういう時間も設定はしておるんですけども、そういう中でも、今ご提案いただいたような、済みません、ビブリオバトルという言葉も存じ上げていなかったものですから、これをまず研究しながら、各学校でも取り組める内容で順次進めていけばいいなというふうに、発信していきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 次は、ALTのことでお伺いします。2020年からですからまだ先のことですけども、ALTの将来助手の数は、何人くらいを今のところ想定しておりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今現在は柴田町では2名のALTを派遣会社の業者と委託契約で派遣をしてもらって配置をしているところです。町の実施計画の中では平成26年だったですか、1名ふやして3名体制でいきたいという計画の中で取り組んでいこうとしているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 小学校の先生方に、先ほども答弁でありましたけれども、なかなか私も英語を8年ほど習ったんですけども、学校で、しゃべれないですね。ところが、私たった1年、スペインを経由してポルトガルに行ったんです。半年で覚えるんです。今もってしゃべれるんです。やっぱり実地体験というあれでしょうか。耳から聞いたやつ、実際にしゃべってみて。英語、私8年やってさっぱりしゃべれない。セレモニー的な、娘が世話になったところに行って御礼を言ってきたとき、こういうふうに言えばいいんだと自分で暗記したことをお話しして、あとはごまかしたような英語でやってきたんですけども。先生方が英語

をしゃべれないので、どうやって英語を進めていくのか。町長だって大分勉強したでしょう。中学校、高校、大学と。しゃべれますか。そんなふうな。なかなか普通のお話できないんですね。ぜひひとつ、どうやったらお話ができるのかという英語教育を今から研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 子供たちに英語に関心を持たせ、一生懸命勉強しようというふうに持っていくには一番いいのは、本当は小学校に上がって。中学校3年になると受験がありますので、英語の高校入試のときに英会話も試験科目に入っていると一気に広がるんだと思うんです。ところが、今は高校入試の英語には読むと書くはあるんですが、話さないんです。これが一番のネックになっているんだと思うんです。ですから、小学校英語で一生懸命いわゆる挨拶であるとかゲームであるとか音楽であるとか、楽しい英語、話せるゲームを一生懸命やるんですが、中学校に行くと最後はやはり受験英語。ですから、ALTが一生懸命本場の英会話を仕込んだとしても、それが発揮できる場がないんですね。これが今の日本の英語の制度の一番問題なのではないか。多分、大学入試にも英会話を試験に取り上げているところでは、よほどの専門的な学校でなければ、ないんだと思います。ですから、そういう意味では非常に制約があるんですが、ただやっぱりそういう中であっても、先生方が英語で話せない、読み書きぐらいしかできないとか、そういうことになってしまいますと、子供たちも当然ながら、楽しい英語、英語をやってみようという意欲を感じませんので、何とか先生方にも英会話力をつけてもらいたいなと思っていますので、これから六、七年あるわけですが、さまざまのできることを考えていきたい、学校の先生方への支援を考えていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 実は、アンケート調査、英語の勉強をいつからやっているかというアンケート調査をやったところが、小学1年から2年生、英語の指導を始めていた学校が約3割に上ったということなんです。現在そうなんです。そうすると、英語に親しむということぐらいなんだと思いますけれども、それでも一生懸命取り組みをされている。

実は、先日いただきました教育委員会の事務に関する点検・評価報告書を読みました。国際理解教育の促進、いろいろ書いてはあるんですけれども、具体的にこれをやったら英語がお話できますよというようなことは何も書いてないんです。そうだろうと思うしかありませんけれども、お話しのできる英語をぜひひとつ。柴田町に来たら英語がしゃべれるように

なるんだというような、ひとつそういう取り組みを考えてもいいんじゃないかなと私は思います。方法はいろいろあると思うんですけども、ここ一つ、ちょっと私もわからなかったんですけども、国際理解センターというのが書かれておりますね、教育の促進に。これはどういうところですか。いや、おたくのほうで出したやつですよ。私が考えたやつじゃないです。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 済みません、今それを手元に持ってきていないもので、大変申しわけないんですが。

これは、学校評価についての外部の方の意見の中で出てきたもので、国際理解センターというのは、保護者の方のご意見で出たんですけども、たしか留学生の方とかを派遣する窓口になっているところがあるんですね、そういう組織の一つではなかったかなというふうに覚えておりました。なお、あと確認しておきます。大変済みません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） なかなかああいうところに行ったからって、外国人がいたからって、お話しできるわけでもないんです。そして、英語の場合、とにかく世界いっぱい英語を話すんですね、世界では。フィリピンの英語、オーストラリアの英語、アメリカの英語、アメリカでもいろいろなところありまして。YMCAで英語を教えているんです。だけれども、しゃべれるからといって全部採用するわけではないです。英語の標準語をしゃべる人を採用するんです。なまっている英語もあるわけです。私みたいなのは、どこに行っても「ああ、あんた仙台だね」とすぐ言われます。きれいな英語をしゃべる、そういう人を雇っていただきたい、こんなふうに思います。

それから、今、テレビが学校では各教室にあるわけですけども、いろいろな事業者があると思うんですけども、スカイプを使って英会話教育はできないのかなと、こう思っていました。できるかできないかわかりませんが、検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 小学校においては小学校5年生、6年生が外国語の活動教育ということで必修科ということになっておりまして、そういう中では柴田町にはALTを2名なんですけれども配置しまして、柴田町では小学校1年生から時間をとりまして、そのネイティブのスピーカーに接している時間はとらせていただいているところです。今現在も電子

黒板等でそういうICTの教育については設備等も備えているんですが、今ご提案ありましたスカイプというものも一つのツールとして有効なのかどうかを研究させていただいて、検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） それでは、ご検討をよろしく、ひとつ。

次の2点目です。これはイノシシの、先ほど町長が防護柵とかいろいろ言われました。草刈りをしると。どのような草刈りをするんですか、課長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 草刈りをするというのは、まだ集落ぐるみで取り組んでいないんですけれども、山と農地境を草を刈って、イノシシがこちらからは山の部分ではないという意識をさせるものの徹底なんです。これは今後、集落ぐるみの中でやっていきたい。

それから、電気柵をつけた場合、草刈りをしないと、電気の線に鼻が当たらないので効果がないという草刈りの部分はあります。

草刈り、ここで答弁したのは、山と農地の間の草刈りのことでした。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 進入防護柵、私も見てみましたら、水路から入ってきたり、それからアンカーボルトがきちっとされていないと、もぐって入ってくるんですね。なかなか難しいなと。一つ、山と畑の境の幅をどのぐらいにするのかということで角田の方に聞いたら、俺のところは2間ぐらいやっていると。幅ですね。2間というと3.6メートル。約4メートルぐらいとらなければならないのかなと。課長はどんなふうに考えていましたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 実は、柴田町では、まだイノシシの対策については、昨年3頭とったんです。実は、きのうまでで35頭、わなでとっているんですけども（「35頭」の声あり）ええ、35頭になりました。大体毎日のように出動しています。が、まだまだノウハウが、草刈りが何メートルであつたらいいとか、そのレベルまで達していなくて、今は個体数調整ということで、箱わなを中心におりを仕掛けてとるのを一番強化対策ということでやっている状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 実は、私もわからなかったもので、いろいろ調べてみましたら、歴史的にイノシシの分布を見ますと、縄文時代にさかのぼります。縄文時代には、北海道を除いて、

ほとんどの地域に生息していただろうと、こういうふうに言われています。弥生時代に入りまして農耕が始まりました。そこら辺から農作物がやられている。それで害獣としての立場が確立したというか。今から200年前、1794年、200年ちょっと前ですけども、青森県八戸でイノシシ飢饉というのがあったんです。飢饉です。イノシシで作物を皆やられて食うものがなくなった、こういうことが起きております。ですから、イノシシなんて昔からいたわけです。たまたま今、槻木と亙理に橋をつくってくれた、イノシシさんは喜んで、柴田に行けということで来たようです。イノシシというのは大体4頭から5頭産むんだそうです。妊娠していると、わなに寄ってこない、そういう習性があるみたいですよ。なかなか大変だなと。明治政府になってから、野生動物の捕獲解禁というのが出たんだそうです、法律で。そこで、鉄砲、村田銃という銃なんですけれども、150万丁全国であったそうです。それでイノシシがどんどん減ってきたということがイノシシの歴史みたいですよ。ああ、そうかと。昔から日本にはイノシシはいたんだなということなんですけれども。

もう一つ伺います。共済を掛ければ補填されるんでしょうか。作物の補填は大丈夫なんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 共済のほうでは、イノシシの被害を確認して、例えば水稻がやられたということでは確認をして、補填するそうです。ただ、1年目だけであって、2年目に対策をしなければ、その補填はないそうです。ですから、電気柵をつけたと、2年目は、その対策をしたよと、そういうことであれば出るそうですが、対策が必要になります。1年目はいいそうなんですけど、対策しなくても。1年目は初めてやられた、被害があったということであれば出ますが、2年目は対策をしなければ共済の補填もないと聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 最後になります。普通の畑であれば、これは自分ところの作物ということとやるんでしょうけれども、電気柵でも何でも。これがある部落、ここが畑にするのにちょうどいい場所だということで相当広大なあれで、イノシシが出た、やられた、これは個人負担で電気柵をした。電気柵をすれば2年目もオーケーだということですね。では、田んぼはどうなんですか、田んぼ。あそこ、ごちゃごちゃに。さっき坂津田の話が出ましたけれども、あれ私も見ているんです。ごちゃごちゃになっている。それで、本当にこれすごいね、ごちゃごちゃで全然刈れないと。こういうことを見てきました。だけれども、あれ毎年イノシシなんてわかっていて来るんだから、泥かぶって遊び場にちょうどいいということで来る

んでしょうけれども、2年目にまたやられた、これは出ないということですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 先ほどお話し申し上げたのは、水稲でお話し申し上げました。水稲については、今言ったとおり、1年目、何もしないで被害があった、共済金が出る。2年目については対策を、例えば電気柵なりネットフェンスなり、対策をしなければ共済は出ないということでありませう。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 畑のほうには共済はないわけですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 畑のほうは、ないというふうに聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問、よろしいですか。

○16番（我妻弘国君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これにて、16番我妻弘国君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日、午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時31分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年12月11日

議 長

署名議員 番

署名議員 番